

東成瀬村地域福祉計画

東成瀬村成年後見制度利用促進基本計画 東成瀬村再犯防止基本計画

【令和5年度～令和9年度】

令和5年3月

東成瀬村

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉と自助・共助・公助の考え方	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状	9
1 人口等について	9
2 各種団体等の状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
3 計画の体系	24
4 福祉圏域と自助・共助・公助	25
第4章 現状と課題及び今後の方向性	27
1 地域福祉を支える人づくり	27
2 共に支え合う地域づくり	36
3 必要な支援を受けられる環境づくり	43
4 安心して暮らせる福祉のまちづくり	57
第5章 東成瀬村成年後見制度利用促進基本計画	65
1 計画策定にあたって	65
2 今後の取組	68
3 計画の推進及び進行管理	69
第6章 東成瀬村再犯防止推進計画	71
1 計画策定にあたって	71
2 今後の取組	74

第7章 計画の推進	77
1 計画の推進体制	77
2 計画の推進及び進行管理	79
資料	81
1 東成瀬村地域福祉計画策定委員会設置要綱	81
2 東成瀬村地域福祉計画策定委員会委員名簿	82

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国勢調査によると我が国の人口は、平成20年をピークに減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、令和22年には1億1,091万人、令和35年には、1億人を割り込む水準にまで減少すると推計されています。本村では、昭和22年をピークに人口減少が始まっており、2040年には、1,467人程度まで減少すると推計されています。

人口減少に伴う少子高齢化など人口構造の変化は、世帯構成や地域社会の姿等、生活へ大きな影響を与えることが指摘されています。

また、ライフスタイルの多様化に伴い、近所付き合いや世代間の交流が少なくなるなど、家庭と地域とのつながりも希薄化しています。昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛などによって、これまでよりも地域とつながりにくくなるなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

さらに、80代の親が50代のひきこもりがちな子どもを支え同居する「8050問題」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族の世話や介護を日常的に行っている「ヤングケアラー」といった複数の問題が重なり複雑化している新たな問題が顕在化してきています。これらの問題は、これまでの福祉分野の狭間にあり、従来の公的支援では対応しきれない状況も増えてきました。

このような状況の中で、国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。また、令和3年4月1日施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進など、市町村の包括的な支援体制を構築するための基本的な方針を示しています。

本村でも、国の動向を踏まえ、「地域共生社会」の実現を目指して、住民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域住民と地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための指針として「東成瀬村地域福祉計画」を策定するものです。

2

地域福祉と自助・共助・公助の考え方

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、住民、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりを進めることです。

(2) 自助・共助・公助の考え方

本計画では、住民、各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

今日の複雑多様化している社会問題や生活上の課題に対応するためには、行政による公的支援の充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため、行政による公的支援の充実と住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■自助・共助・公助

自助



住民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ちたり、参加したりする。

共助



隣近所・地域のできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合うこと。
- 地域活動の情報を発信し、支え合うこと。

公助



行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合う仕組みづくりを支援する。
- 地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。
- 公的支援の充実を図る。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

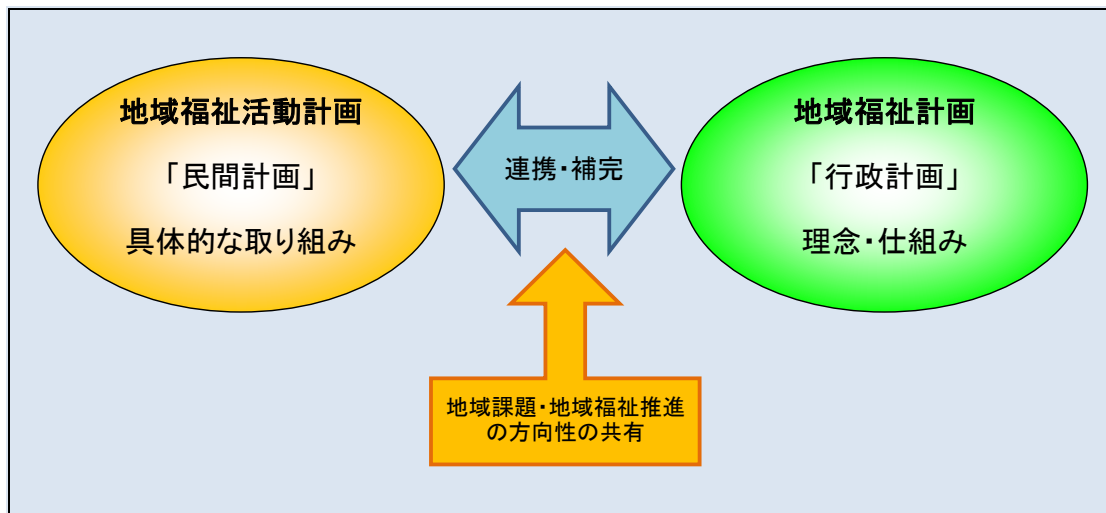
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「地域共生社会」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく団体である社会福祉協議会が、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動を行うための行動計画です。

計画としては別々のものですが、東成瀬村における地域福祉を推進するという目的は同じです。

この共通の目的に向かって、これら二つの計画は、いわば車の両輪となって東成瀬村における地域福祉を進めていくことができるよう、東成瀬村と東成瀬村社会福祉協議会とがお互いに連携して計画を策定しています。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



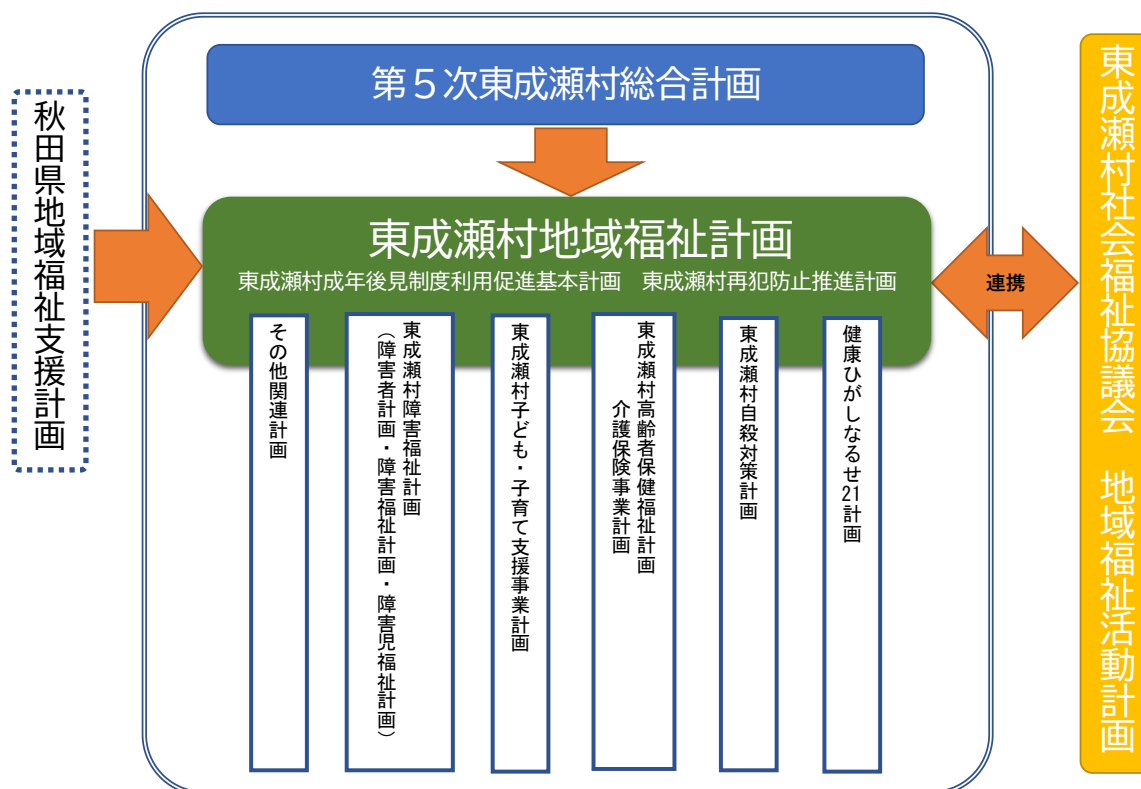
(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、村政運営の基本方針である「第 5 次東成瀬村総合計画」の分野別計画であり、福祉分野における「高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康ひがしなるせ 21 計画」等の上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。

なお、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」は本計画に包含しています。

■計画の位置づけ



社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、村の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGs の理念に配慮し、17 の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGs の 17 の目標と施策展開の関連性を示し、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

4 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

■計画の期間

計画名称	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
総合計画		第5次 (R3～R7)			第6次 (R8～R12)				第7次 (R13～R17)		
地域福祉計画		地域福祉計画 (R5～R9)				地域福祉計画 (R10～R14)					
障害福祉計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)		障害福祉計画 (R6～R8)			障害福祉計画 (R9～R11)			障害福祉計画 (R12～R14)			
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第9期 (R6～R8)			第10期 (R9～R11)			第11期 (R12～R14)			
子ども・子育て支援事業計画		第2期 (R2～R6)		第3期 (R7～R11)				第3期 (R12～R16)			
健康増進計画		第2期 (H27～R6)		第3期 (R7～R16)							
自殺対策計画		自殺対策計画 (R6～R10)				自殺対策計画 (R11～R14)					

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、地域関係団体代表者、保健・福祉・医療等の関係者、学識経験者及び行政関係者等で構成される「東成瀬村地域福祉計画策定委員会」において、計画案について検討しました。

(2) 東成瀬村地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定は、住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しています。

■調査の種類及び対象

対 象	抽出数	抽出条件
村 民	600 件	令和4年5月1日現在、東成瀬村に住む18歳以上の村民を対象に、年齢、男女、居住地区を考慮した上、無作為抽出法により抽出した。

■調査の方法

- ・ 郵送配布・郵送回収

■調査の実施時期

- ・ 令和4年6月～7月

■配布・回収結果

対 象	配布数	回収数 【回収率】	無効回答	有効回答 【有効回答率】
村 民	600 件	306 件 【51.0%】	0件	306 件 【51.0%】

(3) パブリックコメント

多様な視点から村民の意見を把握し、より良い計画とするため、令和5年〇月〇日から〇月〇日を期間として、パブリックコメントを実施し、意見を募りました。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口等について

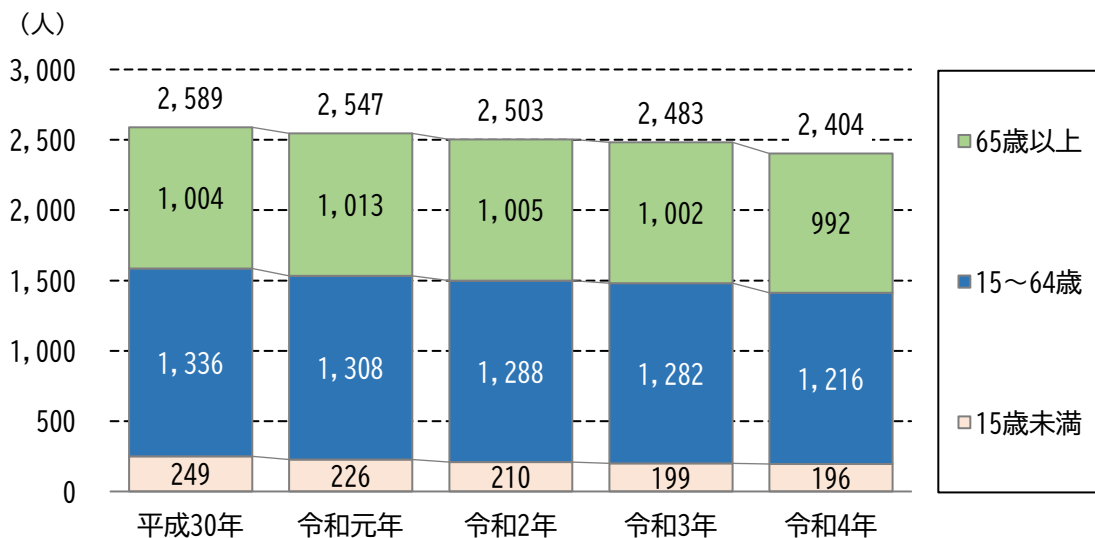
(1) 人口推移

東成瀬村の人口は、減少傾向で推移し、平成30年から令和4年で185人減少しています。また、年齢3区分人口でも、15歳未満の年少人口、15～64歳生産年齢人口、65歳以上の老年人口すべての区分で減少傾向となっています。

年齢3区分人口構成では、15歳未満の割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の老年人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、令和4年3月31日時点では、年少人口割合8.2%、生産年齢人口割合50.6%、老年人口割合41.3%となっています。

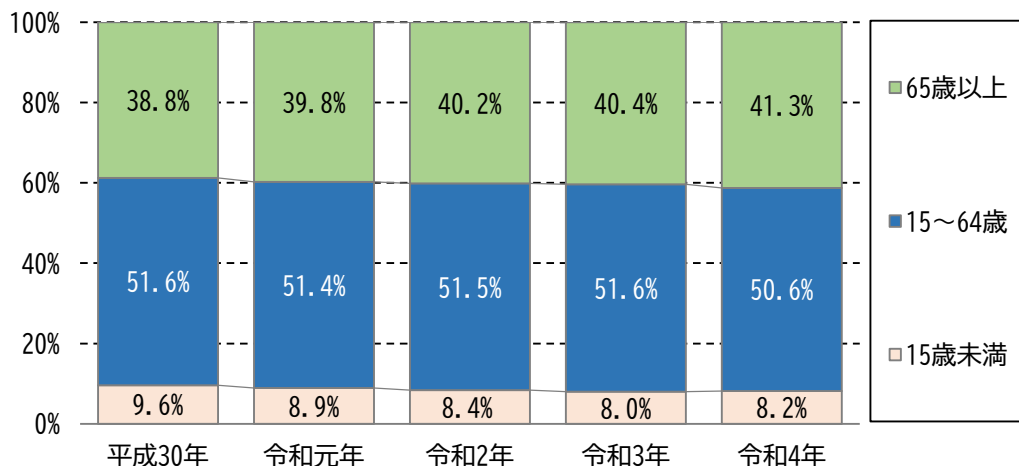
さらに、令和4年3月31日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「壺型」となっています。加えて、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、数年後には昭和22～24年生まれの「団塊の世代」（第一次ベビーブーム世代）が75歳以上の後期高齢者となります。

■人口推移



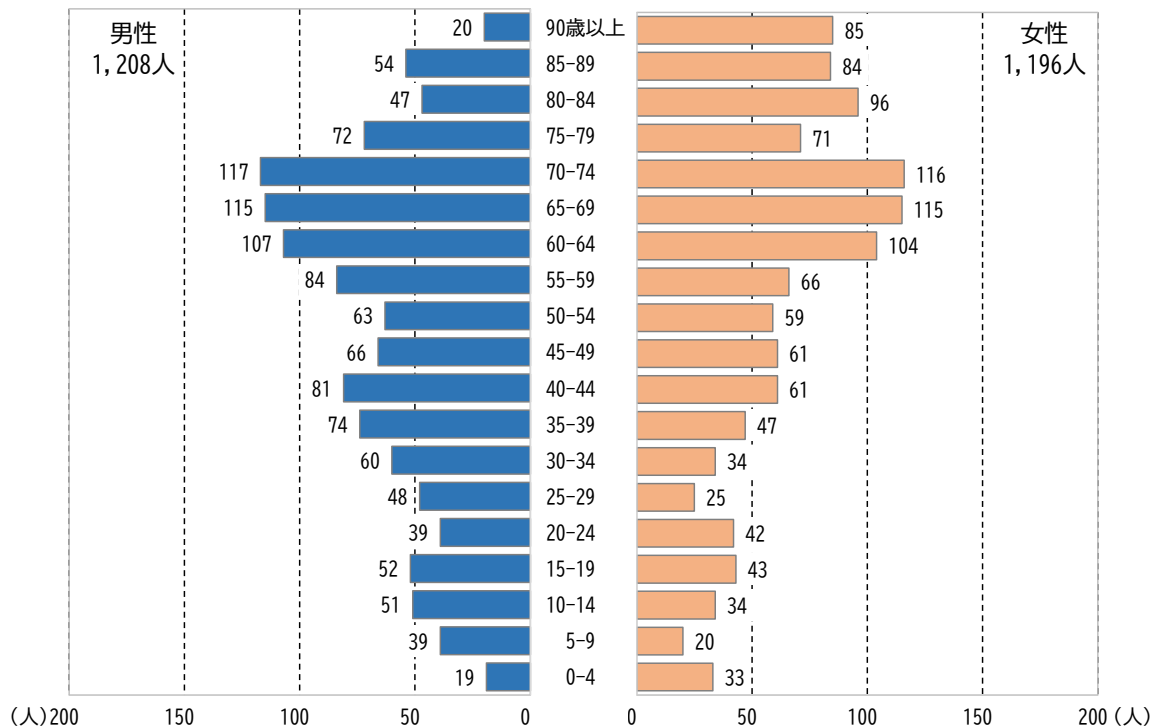
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

■人口構成の推移



資料：住民基本台帳 各年 3月31日現在

■人口ピラミッド

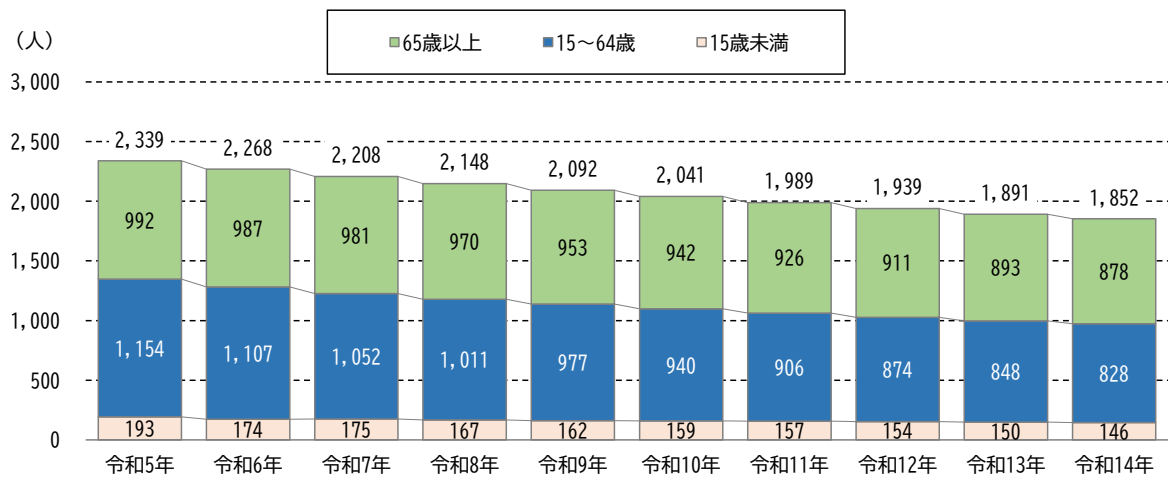


資料：住民基本台帳 令和4年3月31日現在

(2) 人口推計

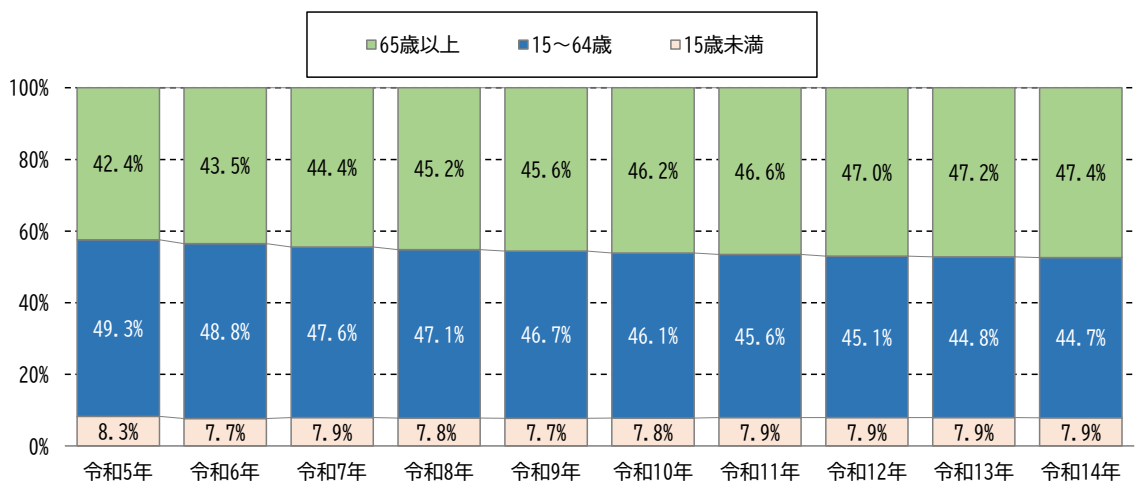
東成瀬村の将来人口を令和2年から令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法により推計したところ、総人口は減少傾向にあり10年後の令和14年には、1,852人にまで減少することが見込まれています。また、年齢3区分別人口では、高齢者人口が生産年齢人口より多くなり、高齢化率が47.4%にまで達すると予測されています。

■人口推計



資料：令和2年から令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計人口

■人口推計の構成



資料：令和2年から令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計人口

*「コーホート変化率法」

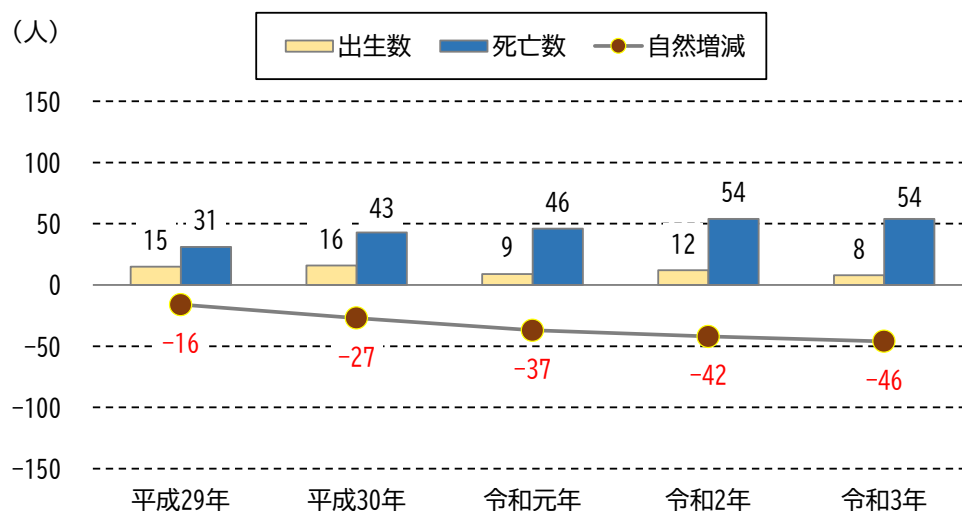
各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(3) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和3年の自然増減は、46人の減となっています。

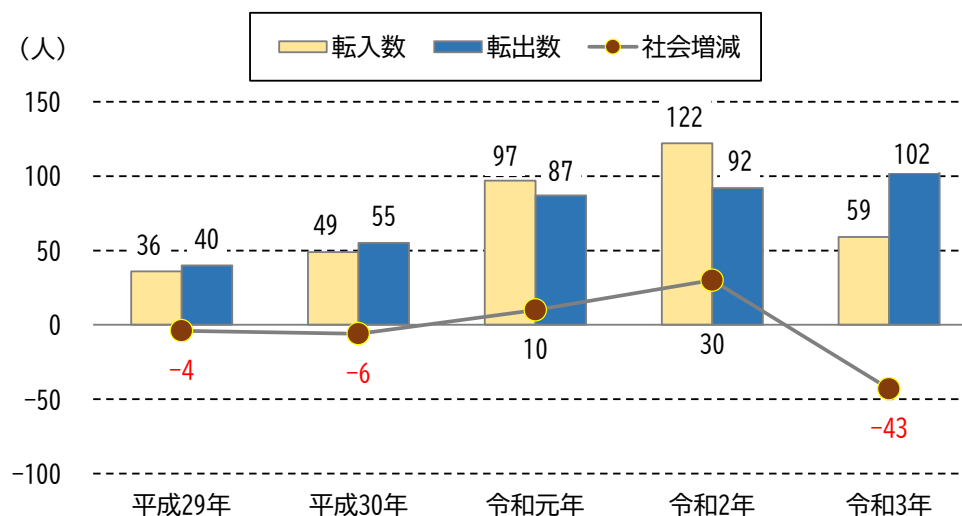
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、令和元年、令和2年で転入数が転出数を上回り増加に転じていますが、令和3年の社会増減は、減少に転じ43人の減となっています。

■自然動態



資料：秋田県年齢別人口流動調査

■社会動態



資料：秋田県年齢別人口流動調査

(4) 世帯の状況

一般世帯数は減少傾向で推移し、令和2年では790世帯となっています。

また、その内訳では、核家族世帯に増加が見られ、1世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、令和2年では2.9人となっています。

母子・父子世帯の状況では、令和2年で父子世帯は0世帯、母子世帯は5世帯となっています。

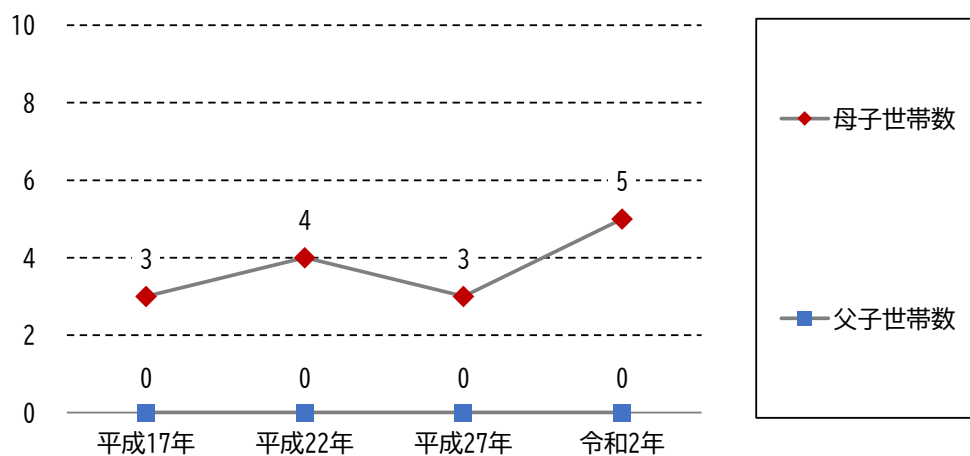
高齢者のいる世帯の状況では、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は増加傾向で推移しています。

■世帯の状況

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	874	873	806	790
核家族世帯数	322	346	363	390
（対一般世帯数比）	36.8%	39.6%	45.0%	49.4%
その他の親族のみの世帯数	429	355	293	234
（対一般世帯数比）	49.1%	40.7%	36.4%	29.6%
非親族世帯数	0	2	6	2
（対一般世帯数比）	0.0%	0.2%	0.7%	0.3%
単身世帯数	123	170	144	164
（対一般世帯数比）	14.1%	19.5%	17.9%	20.8%
一般世帯人員	3,130	2,811	2,541	2,265
一世帯当たりの人員	3.6	3.2	3.2	2.9

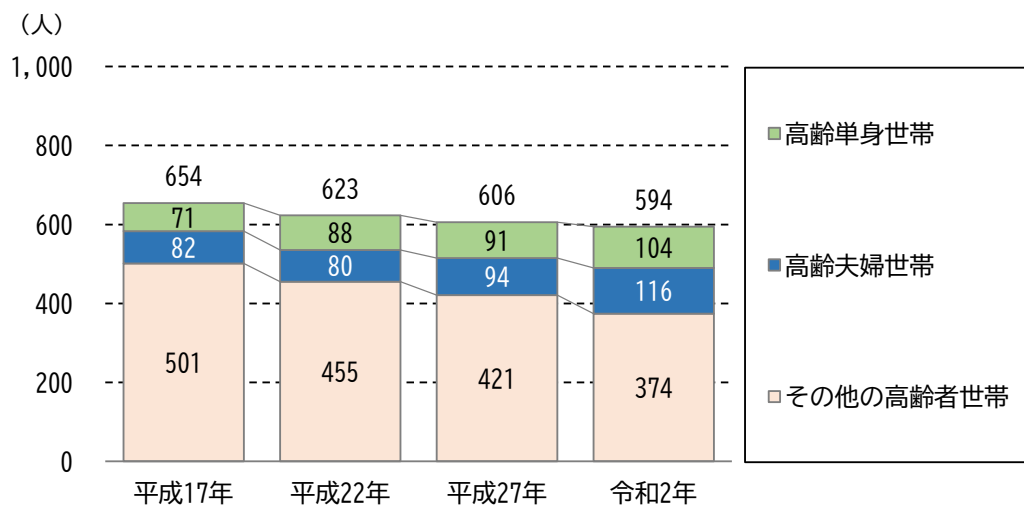
資料：国勢調査

■母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況



資料：国勢調査

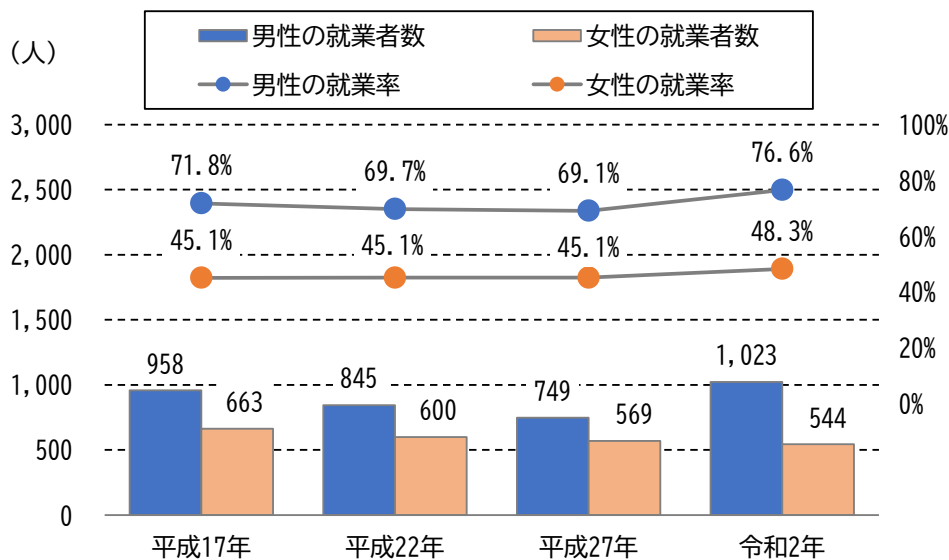
(5) 就業及び産業の状況

男女別にみた就業状況では、女性の就業者数は減少傾向で推移していますが、男性の就業者数は成瀬ダム建設事業があり、平成27年から令和2年にかけて大幅に増加しています。また、就業率は男性、女性共に平成27年から令和2年にかけて増加し、令和2年では男性76.6%、女性48.3%となっています。

女性就業者の産業分類は、第3次産業の増加が著しく、令和2年には65.9%が第3次産業となっています。

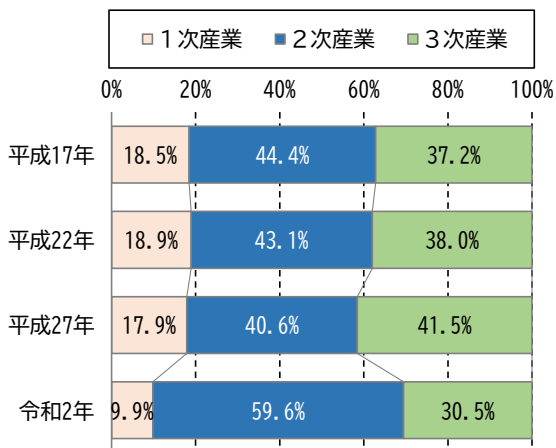
男女年齢別の就業率をみると、男性女性共に中高年以降の就業率の増加がみられます。

■就業状況



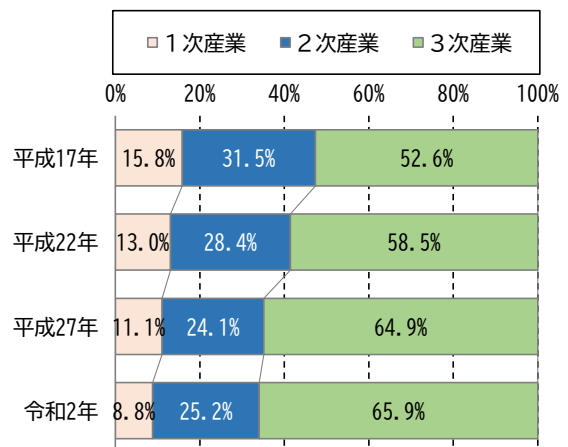
資料：国勢調査

■産業分類(男性)



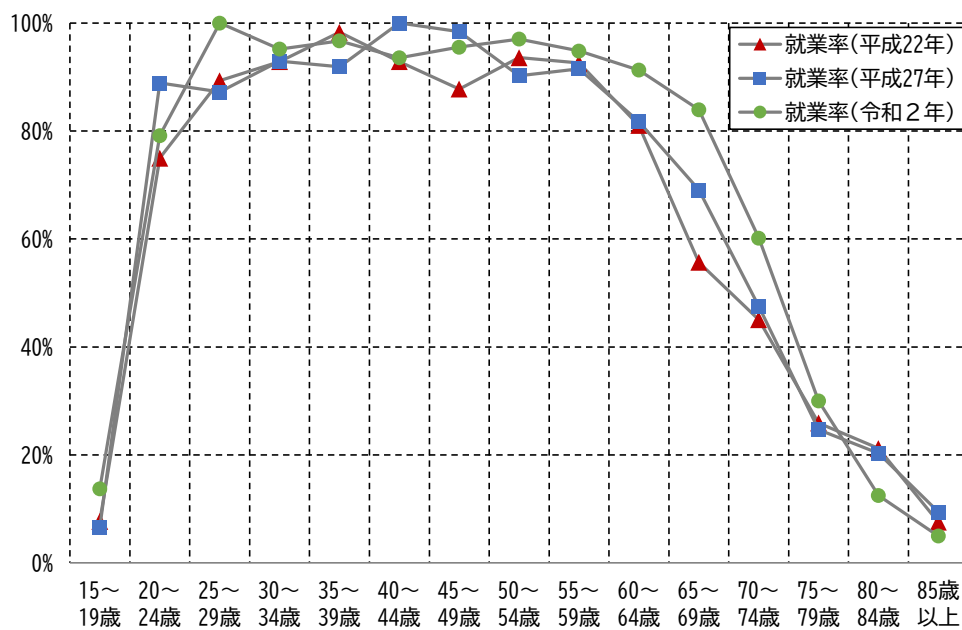
資料：国勢調査

■産業分類(女性)



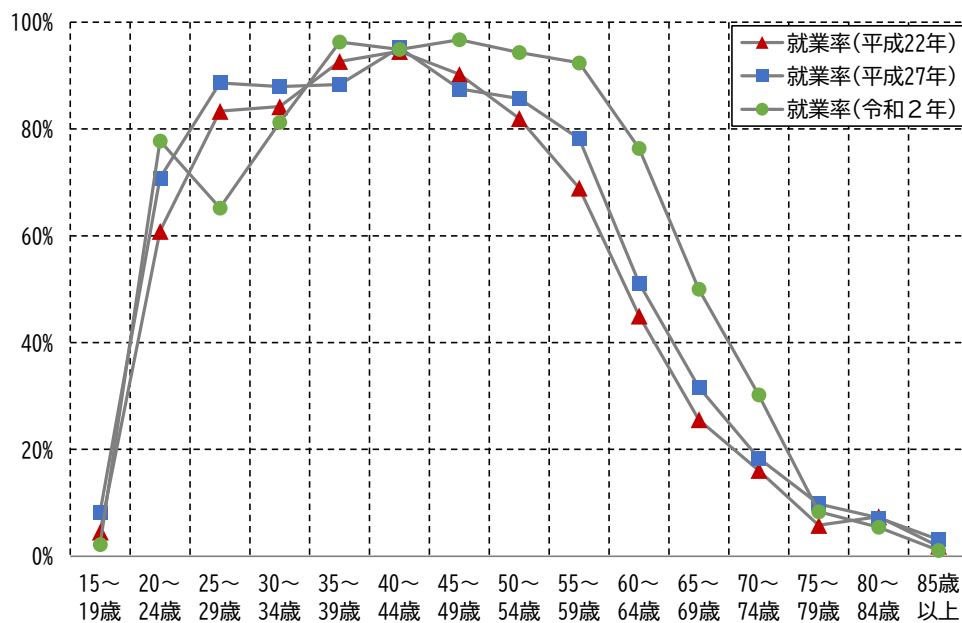
資料：国勢調査

■ 年齢別就業率(男性)



資料：国勢調査

■ 年齢別就業率(女性)



資料：国勢調査

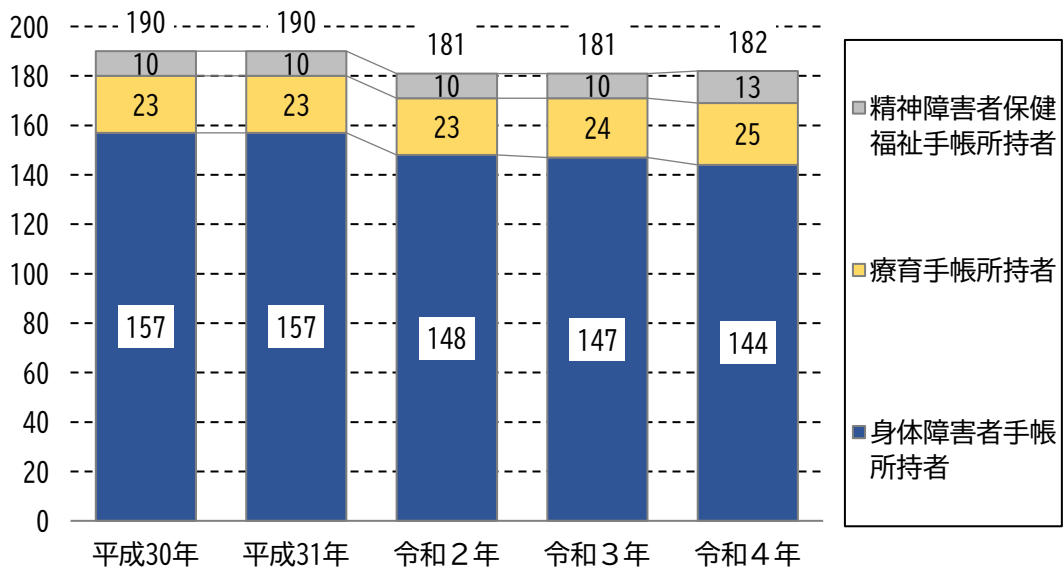
(6) 障害者数

障害者手帳所持者をみると、横ばい傾向で推移し、令和4年では182人となっています。

障害別では、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は増加傾向で推移していますが、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっています。

■障害者数

(人)

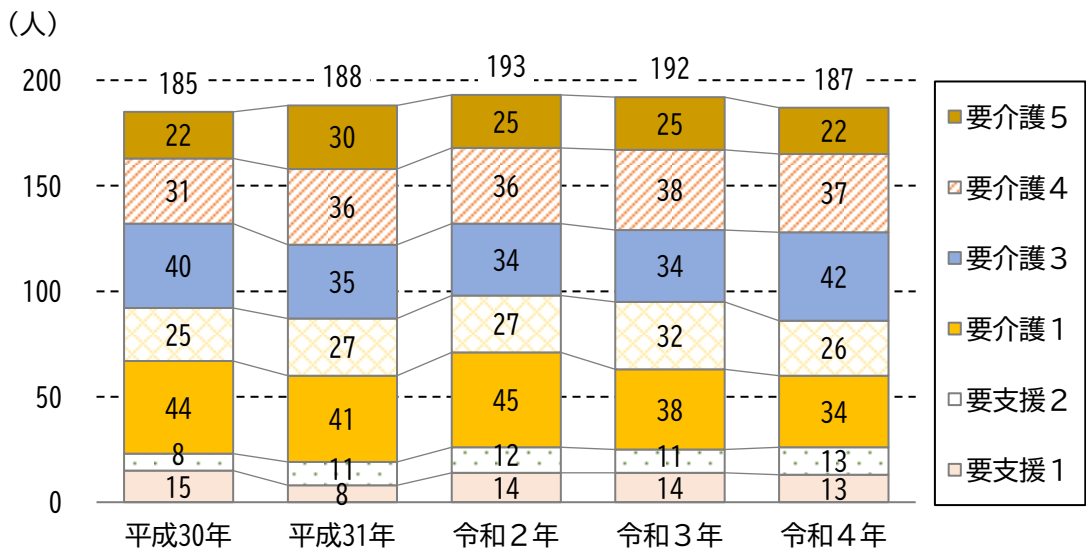


資料：民生課 各年3月31日現在

(7) 要介護等認定者数

要介護等認定者数の推移をみると横ばい傾向で推移し、令和4年では187人となっています。

■要介護等認定者数



資料：介護保険事業状況報告 各年3月31日現在

(8) 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯は増加傾向で推移し、令和4年では15世帯となっています。

また、被保護人員も同様に増加傾向で推移し、令和4年では16人となっています。

■生活保護世帯数等

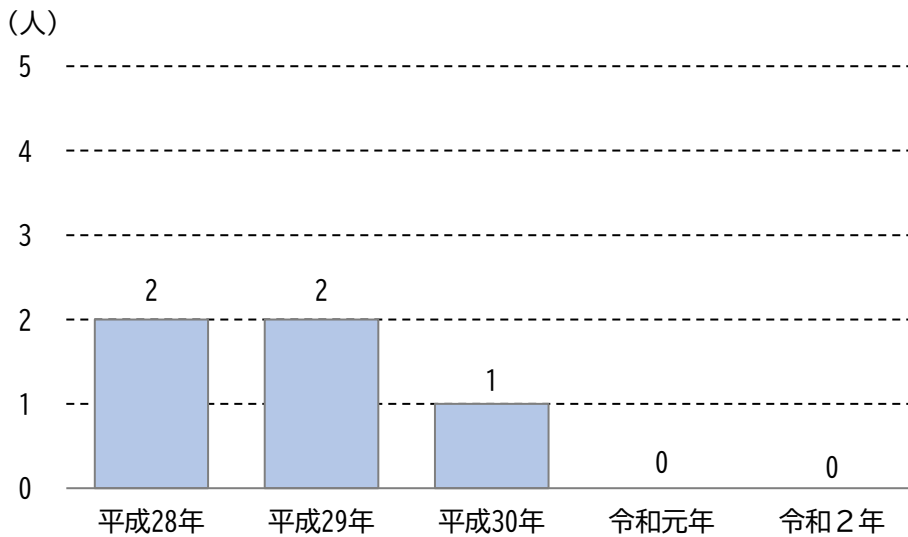
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
被保護世帯数	10	10	13	16	15
被保護人員	10	11	14	17	16

資料：民生課 各年3月31日現在

(7) 自殺者数及び自殺死亡率

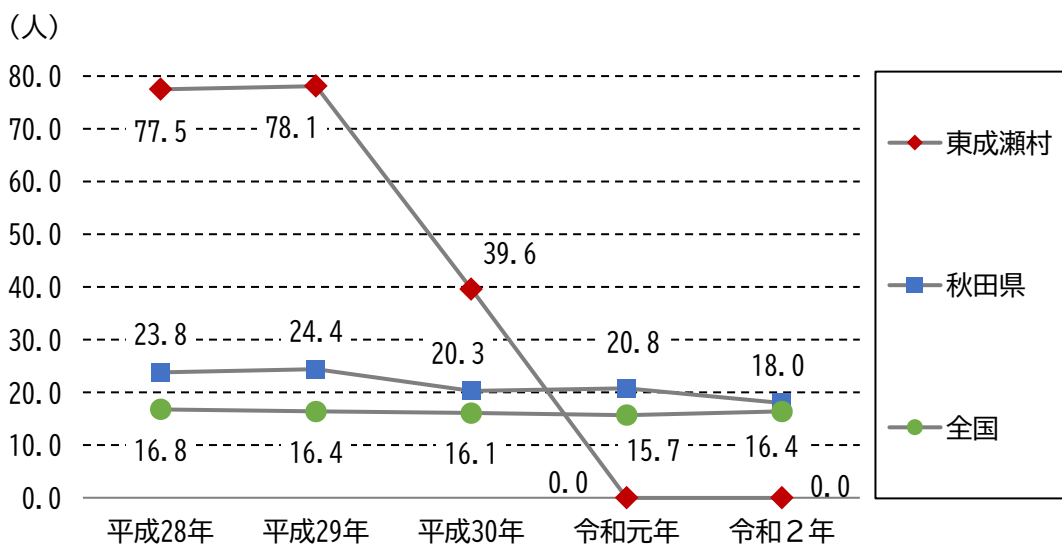
自殺者数は、年間0人から2人の間で推移しており、令和元年以降は0人となっています。

■自殺者数



資料：人口動態統計

■自殺死亡率(人口10万対)



資料：人口動態統計

2 各種団体等の状況

(1) 自治会の状況

自治会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

自治会の数は、14 地区となっています。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

現在村には、民生委員・児童委員が 15 人、主任児童委員が 2 人の合計 17 人が活動しています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第5次東成瀬村総合計画では、「心にうるおいのある協働の村づくり」を村の将来像として掲げています。協働の村づくりは、そこに住む一人一人が地域において相互に助け合い、その地域と行政がそれぞれの役割を果たすことにより達成されるもので、この考え方は、地域共生社会の実現へ向けた地域福祉の推進に通じるものがあります。

本計画においては、村の将来像である「心にうるおいのある協働の村づくり」を念頭に置き、総合計画に掲げる6つの基本目標のうち、特に地域福祉と関係が深い「生きがいを持ち共に支え合う地域づくり」を基本理念とし、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう、「自助」・「共助」・「公助」の考えの下、住民・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働による支え合いを推進し、安心して生きがいを持った生活ができる地域づくりを目指します。

基本理念

**生きがいを持ち共に支え合う
地域づくり**
～地域共生社会の実現を目指して～

2 基本目標

基本理念に基づき、自助・共助・公助の3つの役割にあわせ「自助（地域福祉を支える人づくり）」、「共助（共に支え合う地域づくり）」、「公助（必要な支援を受けられる環境づくり）、（安心して暮らせる福祉のまちづくり）」を基本目標に掲げ、地域福祉を推進します

自助

【基本目標1 地域福祉を支える人づくり】

地域共生社会を実現するためには、身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を推進していくことが必要です。そのためには、地域の問題を自分自身の問題として受け止め、誰もが支援が必要な立場となる可能性があることを認識し、互いを尊重する思いやりのころをもつて、身近な地域でふれあい、福祉を学び福祉への理解を深めていくことが重要です。

村民一人ひとりが福祉を理解し、相互に支え合える、「地域福祉を支える人づくり」に努めます。

共助

【基本目標2 共に支え合う地域づくり】

地域福祉を推進するためには、誰もが地域への愛着をもって、地域の様々な地域活動に参加していくことが重要です。そのためには、地域に関わるボランティア活動・団体活動を促進し、また、その活動を支援する仕組みづくりが必要です。

ボランティア活動・団体活動などの地域活動を支え、地域福祉を担う人材の確保に努め、「共に支え合う地域づくり」に努めます。

公助

【基本目標3 必要な支援を受けられる環境づくり】

地域の課題が多様化・複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の分野毎の相談支援体制だけでは課題の解決や制度の狭間のニーズへの対応が困難となっています。

多様化・複雑化・複合化する課題や制度の狭間にある課題を関係機関と連携し包括的に支援できる相談支援体制の整備に努めます。

また、福祉サービスが必要となった場合には、いつでも、自分に合った質の高いサービスを、自らの意思で選択し、利用できる環境にあることが重要です。

相談・情報提供体制の充実を図り、サービスの提供体制の基盤整備を進め、「必要な支援を受けられる環境づくり」に努めます。

公助

【基本目標4 安心して暮らせる福祉のまちづくり】

全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住宅、道路、公共施設等が安全で快適に利用できるよう「ユニバーサルデザイン」の取組を推進する必要があります。

また、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、さらには、災害時の対応など、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯・防災活動に取り組む必要があります。

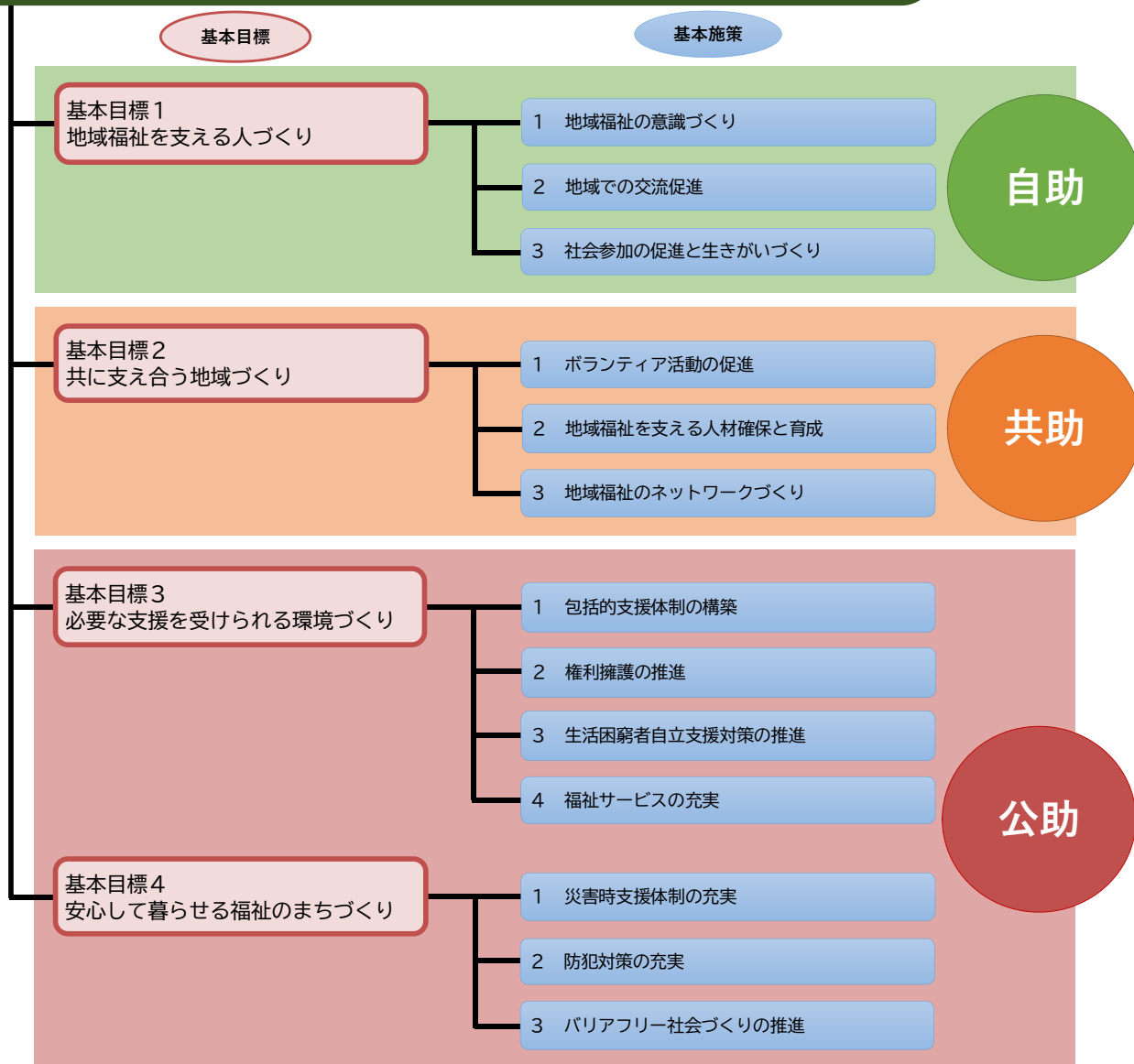
「ユニバーサルデザイン」の取組を推進し、地域で防犯・防災活動に努め、「安心して暮らせる福祉のまちづくり」に努めます。

3 計画の体系

基本理念

生きがいを持ち共に支え合う地域づくり

～地域共生社会の実現を目指して～



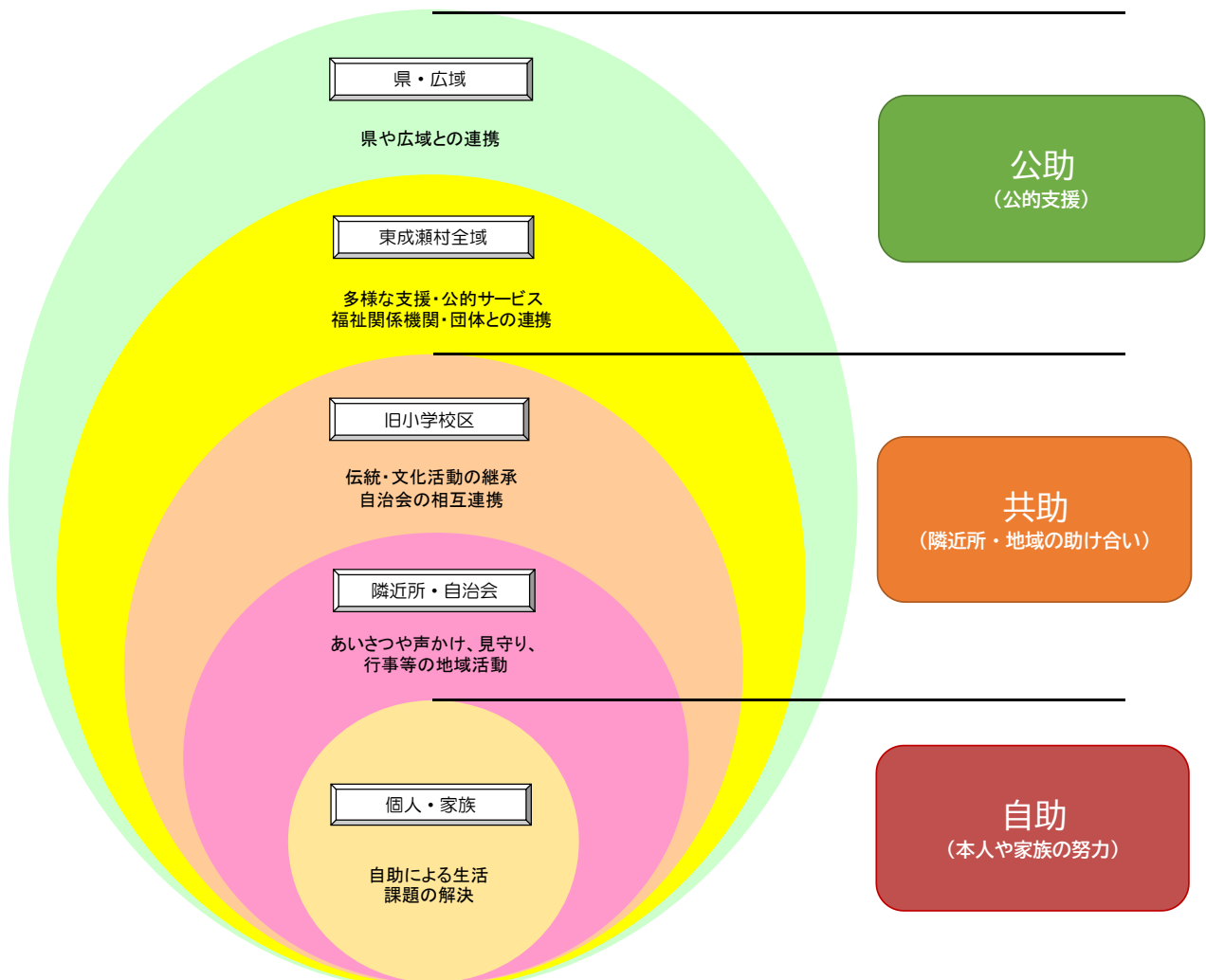
4 福祉圏域と自助・共助・公助

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」・「隣近所・自治会」、「旧小学校区」、「東成瀬村全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

まず、自分自身や家庭でできることは自分たちで取り組む「自助」、また、地域で助け合う「共助」、さらに行政などでなければできないことは、行政や公的機関が支援を行う「公助」の連携が大切です。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■福祉圏域



第4章
現状と課題
及び今後の方向性

第4章 現状と課題及び今後の方向性

1 地域福祉を支える人づくり

基本目標1
地域福祉を支える人づくり

1 地域福祉の意識づくり

2 地域での交流促進

3 社会参加の促進と生きがいづくり

自助

(1) 地域福祉の意識づくり

<現状と課題>

近年、核家族化の進行による一人暮らし高齢者の増加や少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う意識が薄れつつあります。

人口等の流動性が激しい都市部に比べると、本村では、地域での昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っていますが、以前に比べその希薄化が進んでいることは多くの村民の実感にもあります。

アンケート調査によると、35.6%が地域に支えられたと感じたことがないと回答しています。

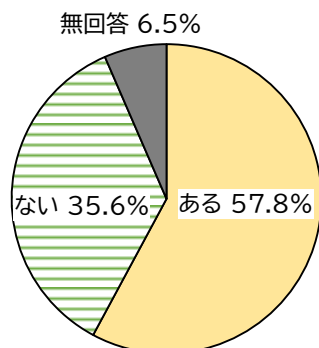
こうした状況の中で地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉の考え方を理解し、福祉は身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合う必要性を認識することが必要です。

アンケート調査によると、地域における助け合い・支え合い活動に重要なことでは、2番目に多い回答に「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が挙げられています。

村民一人ひとりが福祉とは決して特別なことではなく、身近なものであることを認識し、地域での支え合いや助け合いができるように、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、行政、社会福祉協議会、保育園、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、村民の福祉意識の醸成を図ることが重要となります。

■地域に支えられたと感じたことがあるか

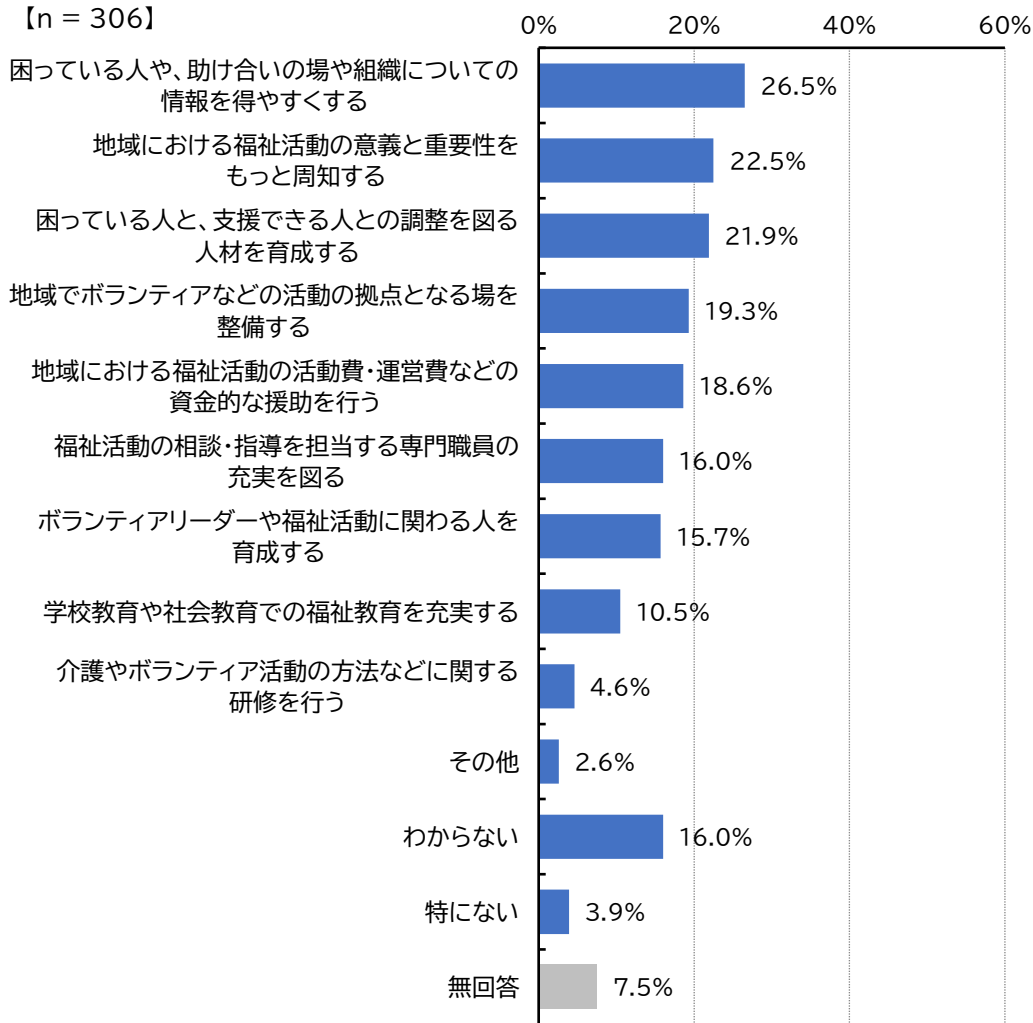
【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■地域における助け合い・支え合い活動に重要なこと

【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、学校教育や社会教育等の様々な場面において、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参加することが地域の活性化に結びつくことを地域住民に伝え、地域意識・地域福祉意識の醸成を図ります。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 ●高齢者や障害者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。 ●日常生活の中で地域のことに関心をもつように心がけます。 ●福祉に関する講座やイベントなどに積極的に参加します。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の様々なイベントに参加し、福祉情報の提供、高齢者や障害者などの当事者の現状についての情報を発信することで、福祉意識の啓発を行います。 ●当事者が地域のイベントに気軽に参加できるよう、情報提供や参加支援に努めます。 ●体験学習や出前講座、各種教室開催などにより世代間交流を含めた福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。 ●学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高めるための情報を発信します。 ●福祉教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の重要性についての意識啓発に努めます。 ●村が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障害の有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
地域に支えられたと感じたことがある割合	57.8%	65%

(2) 地域での交流促進

<現状と課題>

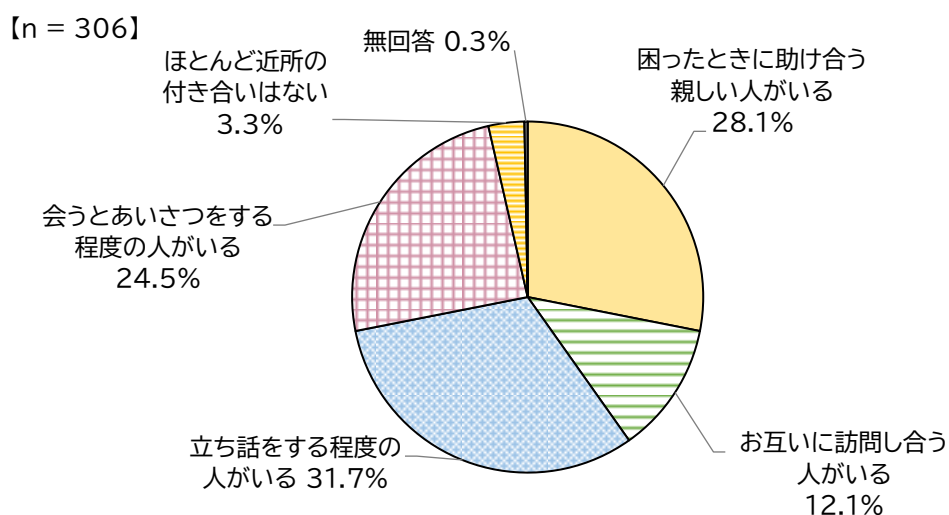
地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれ合いの中でお互いの関係性を育むことが大切です。

近年、地域への関心がない人や地域とのかかわりを持たない人が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなってきました。

アンケート調査によると、近所の人との交流や付き合いは、「立ち話をする程度の人がある」が 31.7%で最も多く、「ほとんど近所の付き合いはない」という回答もあります。また、地域の中で問題と思うことは、「近所付き合いが減っていること」、「地域での交流機会が少ないこと」という回答も少なからず得られています。

地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや世代を越えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域で交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

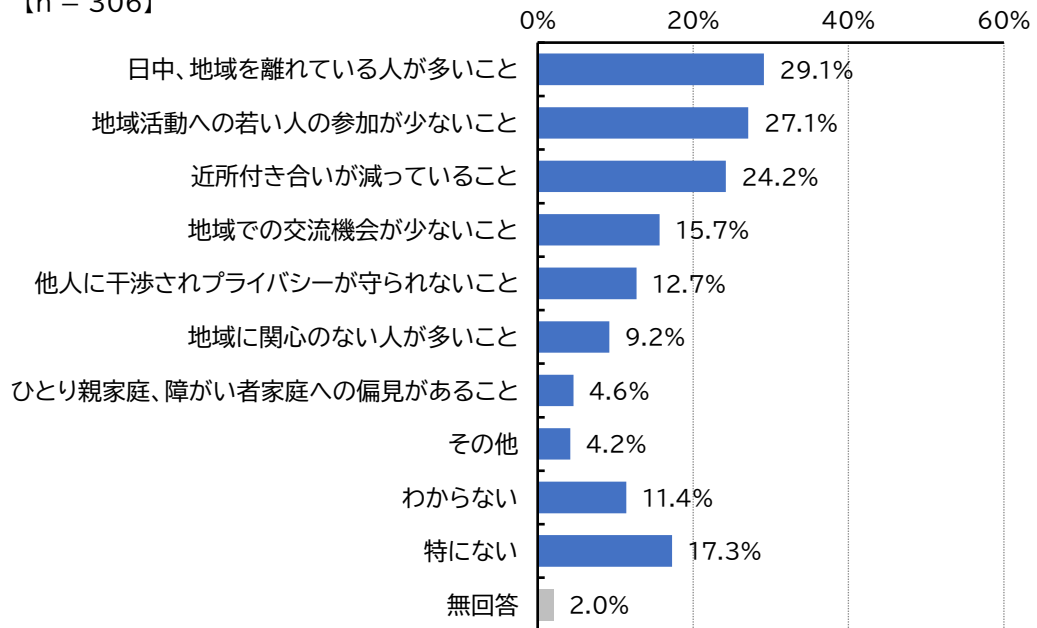
■近所付き合い



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■地域の中で問題と思うこと

【n = 306】






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

支え合い・助け合う地域社会に向けて、地域住民が身近に交流できる場づくりなど、地域交流活動を促進します。

また、多様な世代が交流し支え合う福祉のまちの形成に向け、公共施設や公民館等の既存の施設・空き家等を利用した、地域住民が気軽に集える居場所づくりを推進します。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。 ●ひとり暮らしの方や子育て世帯などが地域で孤立するのを防ぐため、声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ●自治会での活動、祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・学校等と連携し、体験学習や当事者との交流機会を創出します。 ●地域で行われている世代間交流活動を支援します。 ●地域の集会施設を有効に活用し、交流を推進します。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種地域行事など、村民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障害者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。 ●保育園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事をとおして、地域の人や高齢者、障害者などとのふれあう機会の創出に努めます。 ●村民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。 ●地域の集会施設を有効に活用することを推進します。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
困ったときに助け合う親しい人がいる割合	28.1%	35%

(3) 社会参加の促進と生きがいづくり

<現状と課題>

社会参加活動は、生きがい活動につながり、それぞれの活動を通して、「生きがい」を感じることができます。

長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となります。

アンケート調査によると、地域活動に参加しているかでは、57.8%が「参加している」と回答しています。また、どのような地域活動に参加しているかでは、「清掃・美化活動」が62.1%で最も多く、次いで「自治会活動（総会、定例会議など）」(46.9%)、「募金への協力活動」(42.4%)、「防災活動（避難訓練など）」(32.8%)、「イベントへの参加（各種スポーツ大会、祭りなど）」(29.4%)、などが挙げられています。

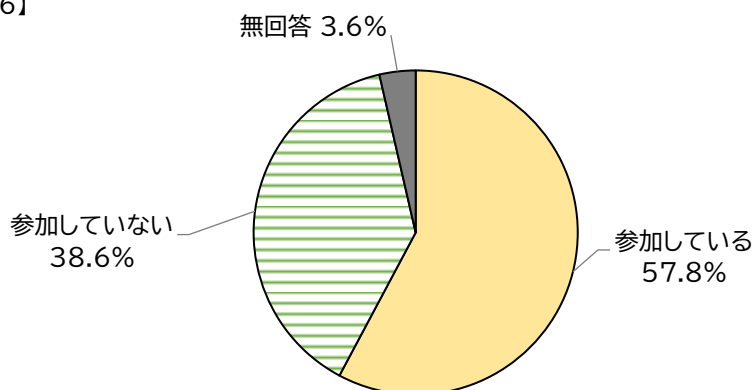
高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

そのためには、社会福祉協議会、自治会等の地域団体と連携し、地域福祉の担い手として、高齢者の生きがいづくりの機会を提供するとともに、高齢者が地域社会の一員として、生き生きとした活動が行えるための場づくりが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える多面的なアプローチが必要となることから、村の関係各課の連携をはじめ、村民や関係機関等とも連携・協働し、生きがい活動の促進を図る必要があります。

■地域活動に参加しているか

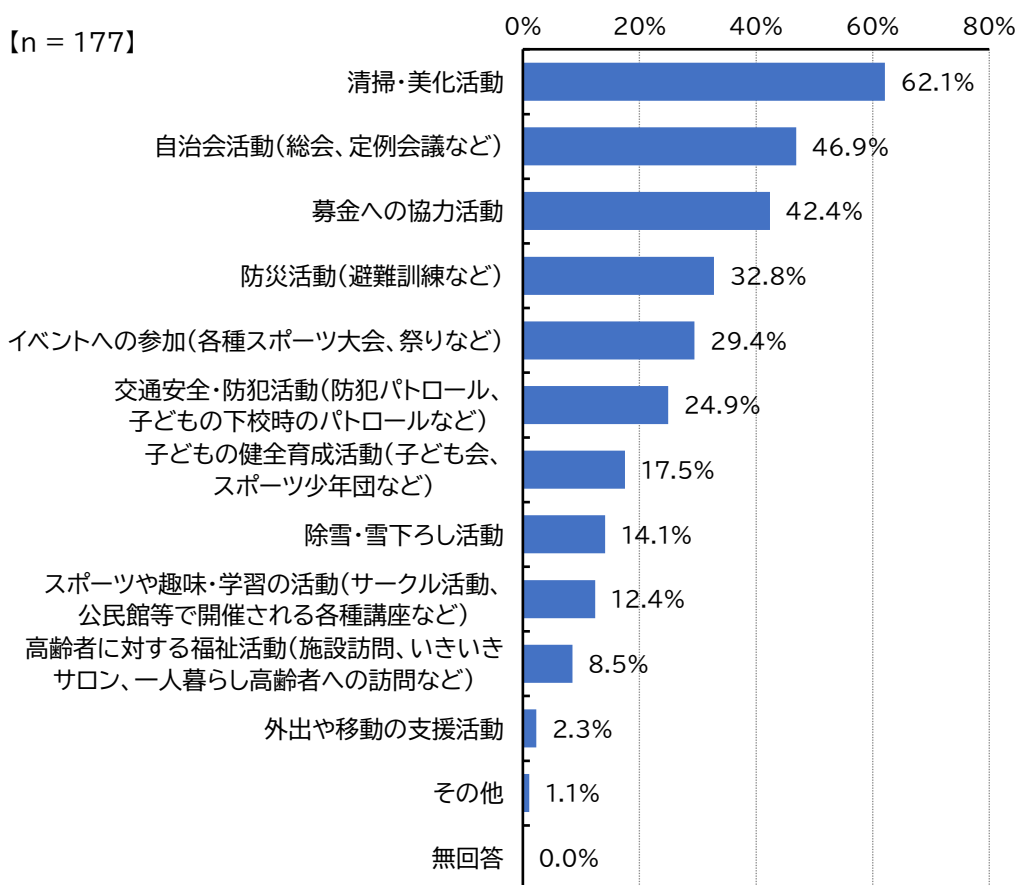
【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■参加している地域活動

【n = 177】






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

生涯学習の推進、生涯スポーツの振興、地域で行われる行事等、いつまでも生きがいを持って生活できる環境を整備します。

また、高齢者や障害者が社会参加をするための各種サービス・活動の場の充実に努めます。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動、生涯学習や就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探します。 ●積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。 ●隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みます
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●団体活動への参加を勧めるなど、生きがい活動の選択肢としての団体活動を周知します。 ●当事者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供します。 ●各種講座の開催など学習の機会を提供します。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会やイベントなどの開催情報や地域活動などを広く村民に情報発信します。 ●生涯学習の機会を充実するとともに、村民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。 ●高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、老人クラブなどによる生涯現役活動づくりを支援します。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
地域活動に参加している割合	57.8%	65%

2 共に支え合う地域づくり

基本目標2
共に支え合う地域づくり

1 ボランティア活動の促進

2 地域福祉を支える人材確保と育成

3 地域福祉のネットワークづくり

共助

(1) ボランティア活動の促進

<現状と課題>

ボランティア活動は、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

ボランティア活動については東成瀬村社会福祉協議会が中心となって、ボランティアの育成や活動の推進、支援、連絡調整などを行っており、村の福祉行政や地域の福祉関係者などと連携して活動の拡大に努めています。

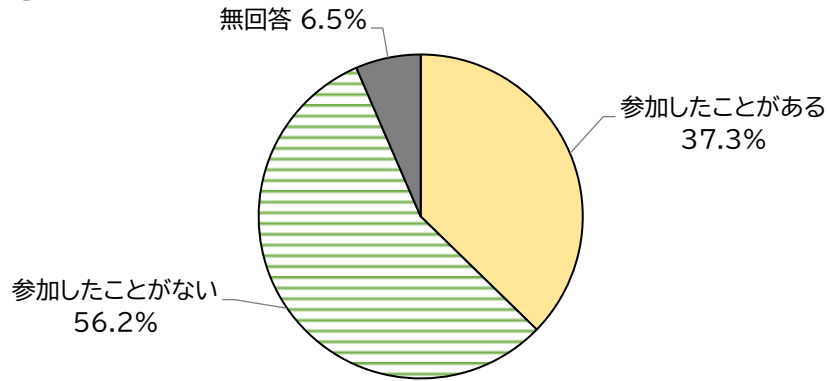
アンケート調査によると、ボランティア活動に参加したことがあるかでは、37.3%が「参加したことがある」と回答しており、約6割は「参加したことがない」と回答しています。また、参加したことがない理由では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」、「活動の内容や参加方法がわからない」、「参加したい活動がない」、「家事や育児が忙しく、参加する時間が取れない」が比較的多い回答として挙げられています。

このことから、ボランティア活動をしたことがない人にも潜在的な参加意欲があり、活動時間や参加できる活動内容への工夫などの条件整備とともに、活動内容や募集に関する情報提供などにより参加者の拡大が期待できます。

今後も、東成瀬村社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、村民のボランティア活動への参加を促進していく必要があります。

■ ボランティア活動に参加したことがあるか

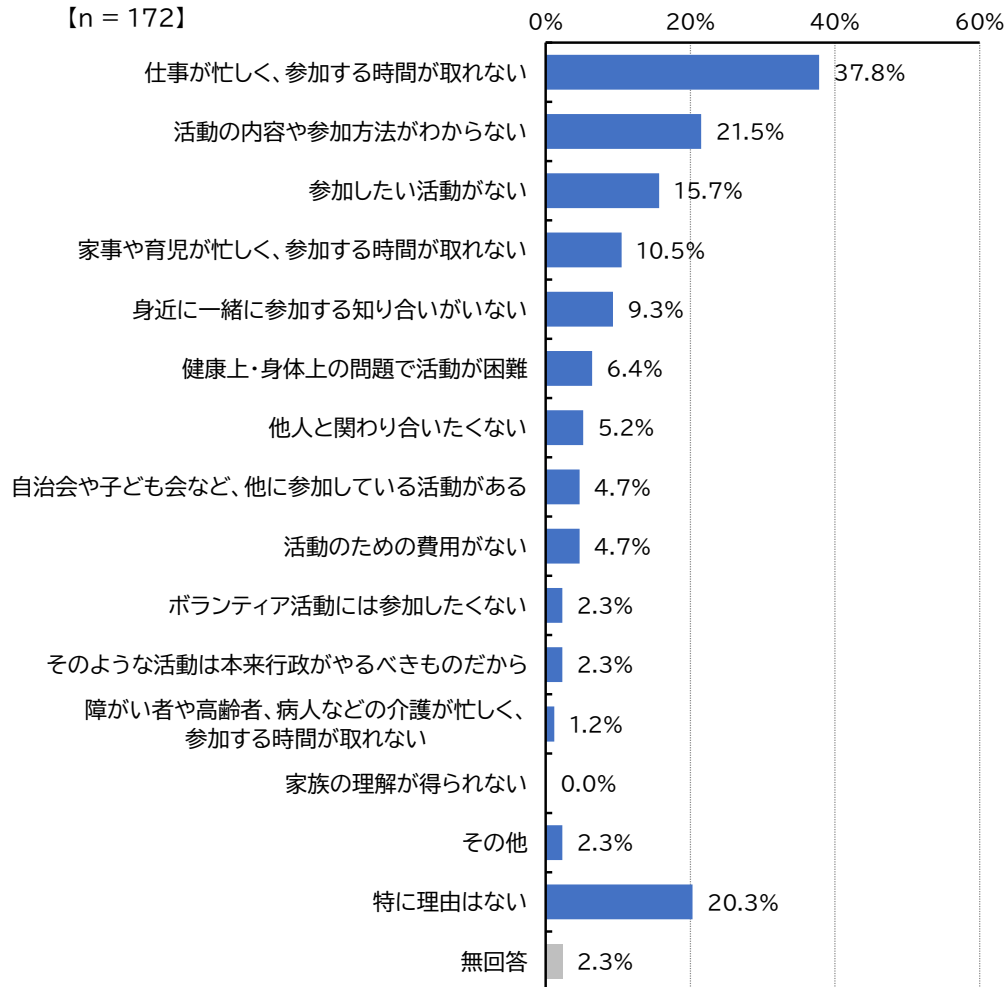
【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■ ボランティア活動に参加したことがない理由

【n = 172】






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

村民一人ひとりが地域福祉の担い手として、ボランティア活動・地域活動に積極的に参加するよう促すとともに、関係団体が協力し、ボランティアの育成・活動支援に努めます。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 ● 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。 ● 各種講座や研修会に積極的に参加します。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの受け入れを積極的に行い、地域におけるボランティア活動にもつなげます。 ● 子どもがボランティア活動に参加できる機会をつくります。 ● ボランティア団体は、村民への積極的な情報発信とともに、自治会や行政との連携を図ります。 ● 地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 ● 各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ● 各学校を通じ、学生ボランティアの育成を図るとともに、各関係機関と連携して地域活動への参加機会を提供します。 ● ボランティアやNPO法人が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。 ● 社会福祉協議会が地域の福祉を推進する団体としてその役割を発揮できるよう支援します。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
ボランティア活動に参加している割合	37.3%	45%

(2) 地域福祉を支える人材確保と育成

<現状と課題>

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが地域活動の担い手として主体的に活動に関わるとともに、地域においてリーダーとなる人材の確保と育成が必要です。

一方で、自治会や地域の団体等では、役員等の高齢化による後継者不足の課題もあります。地域においてその活動を推進する担い手やリーダーがいなくなることは地域での活動や交流が滞ることにつながります。

自治会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成するため、講座や研修事業を通じ広く福祉に関する意識を持った人材を育成していくことが必要です。

アンケート調査によると、地域の中で問題と思うことで、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が2番目に多い回答となっています。(P31 参照) また、地域における助け合い・支え合い活動に重要なことでは、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が比較的多い回答で挙げられています。(P28 参照)




地域の担い手や後継者を育てていくことは、一朝一夕にできることではないことから、ゆっくり時間をかけて、地域を支える人づくりを進めていく必要があります。

<今後の方向性>

気軽に参加できる講座や研修会等を通じて、様々な世代が地域福祉の担い手となるよう人材の発掘と育成を進めます。

また、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーの確保・育成のための講座や研修の充実を図ります。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加します。 ●仕事や趣味などで培った技術や特技を地域活動に役立てます。 ●子ども達が、地域のリーダーとして活躍できるような、地域づくりに努めます。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●団体活動等の周知を行い、地域との係わりの中で、人材発掘に努めます。 ●若いリーダー・後継者の育成に努めます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ●団塊の世代や高齢者の豊富な知識や経験が、次世代へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。 ●様々な経験や知識を持った地域の人材を登録、活用できる仕組みの構築を進めます。 ●各団体と情報交換などを通して、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。

(3) 地域福祉のネットワークづくり

<現状と課題>

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠となります。

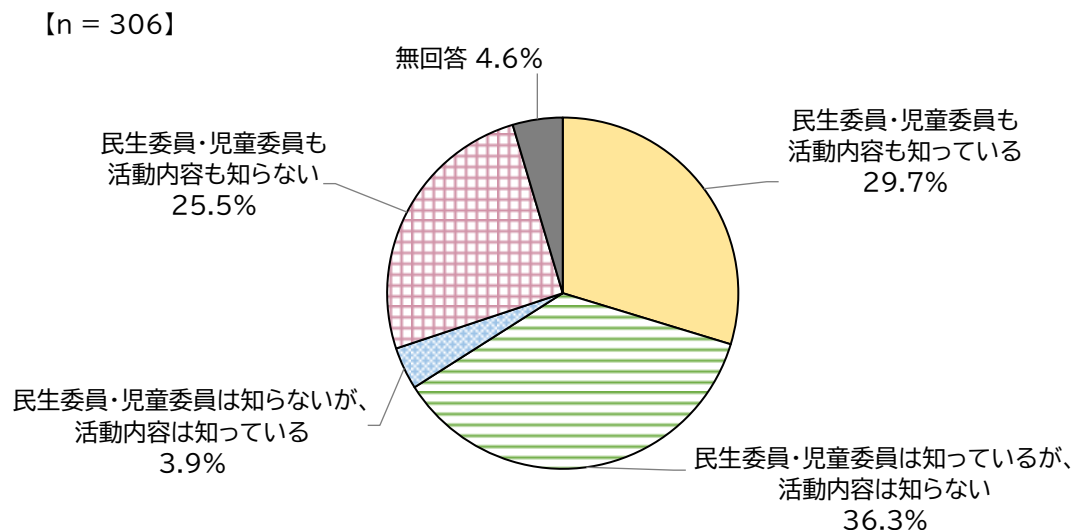
地域では、従来から民生委員・児童委員が社会奉仕の精神を持ち、高齢者、障害者、子育て家庭などの支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに取り組んでいますが、今日の福祉ニーズの増大、多様化などにより、その活動にも限界があります。

アンケート調査によると、地域の民生委員・児童委員を知っているかでは、「民生委員・児童委員も活動内容も知っている」という回答は約3割に止まっています。

また、地域には自治会や婦人会、子ども会、老人クラブなど、様々な福祉活動を行う団体、組織があり、それぞれの目的を持って活動しています。各団体・組織は連携を図りながら活動していますが、ネットワーク化がされていないため、きめ細かな地域福祉活動にはつながりにくいという現状があります。

これまで以上に地域福祉への幅広い村民の参画と協力を促すためには、社会福祉協議会を中心に、関係する組織や団体、機関の交流や連携を強化することで、地域における福祉ネットワークの構築を図ることが重要となります。

■地域の民生委員・児童委員を知っているか






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

自治会、社会福祉協議会、福祉事業者、福祉関係団体との連携により、地域住民が地域で自立した生活ができるように支援の充実に努めます。

各関係団体の情報の提供や各団体との活動を結びつけるマッチング機能を強化し、協働によって地域の課題解決や地域づくりにつながるよう努めます。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●村民一人ひとりが社会福祉協議会や民生委員・児童委員の支援活動に関心を持ちます。 ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの役割を理解し、活動やイベントへの参加や協力に努めます。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の自治会や地域の団体、社会福祉協議会が合同で、見守りや子育て支援、イベントを実施するなど、地域間の連携を深めます。 ●隣近所同士、自治会の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有します。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの役割について、広く周知を図ります。 ●社会福祉協議会や地域の福祉活動団体の情報提供などを行い、団体間の交流・連携を促進します。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている割合	29.7%	35%

3 必要な支援を受けられる環境づくり

基本目標3

必要な支援を受けられる環境づくり

1 包括的支援体制の構築

2 権利擁護の推進

3 生活困窮者自立支援対策の推進

4 福祉サービスの充実

公助

(1) 包括的支援体制の構築

<現状と課題>

近年、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっています。

子どものひきこもりが長期化し、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える、いわゆる「8050問題」や高齢者の介護と子どもの育児を同時に行う「ダブルケア」など既存の社会福祉制度では対応が難しい複雑化・複合化した課題が増えています。また、虐待などの権利擁護に関する課題を抱えている世帯は、介護、健康、子育て、いじめ、貧困など複合的課題を有している場合が多くあります。

村では、これらの課題に対応するため、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人、ボランティア団体等、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

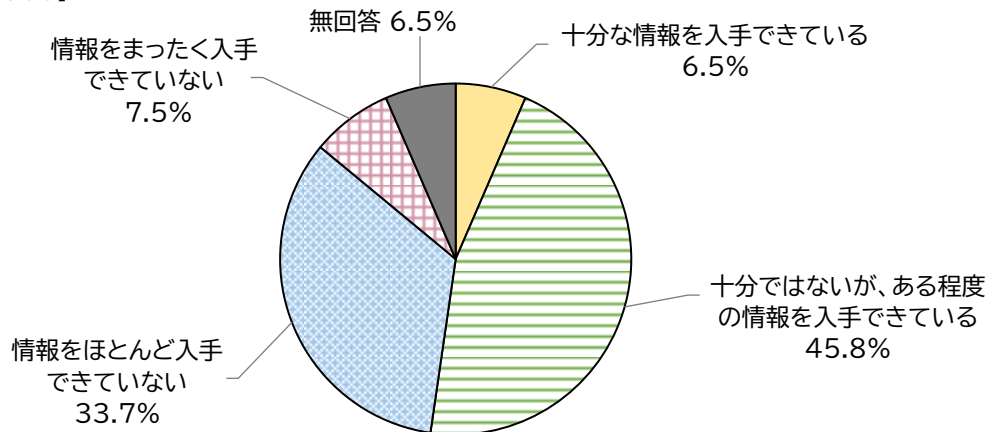
しかしながら、従来のような対象者種別毎、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている人にとっては、対象となる課題ごとに複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

アンケート調査によると、福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「情報をほとんど入手できていない」(33.7%)、「情報をまったく入手できていない」(7.5%)を合わせると、41.2%が『入手できていない』と回答しています。また、福祉サービスを充実させるために必要なものは、「福祉サービス利用に関する相談や情報提供などの総合窓口を充実させる」が最も多い回答となっています。

福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、複雑・複合化した悩みや問題を、包括的に相談できるよう、制度ごとに分かれている相談支援機関が連携し、包括的・重層的な支援体制の構築が必要です。

■福祉に関する情報を得られているか

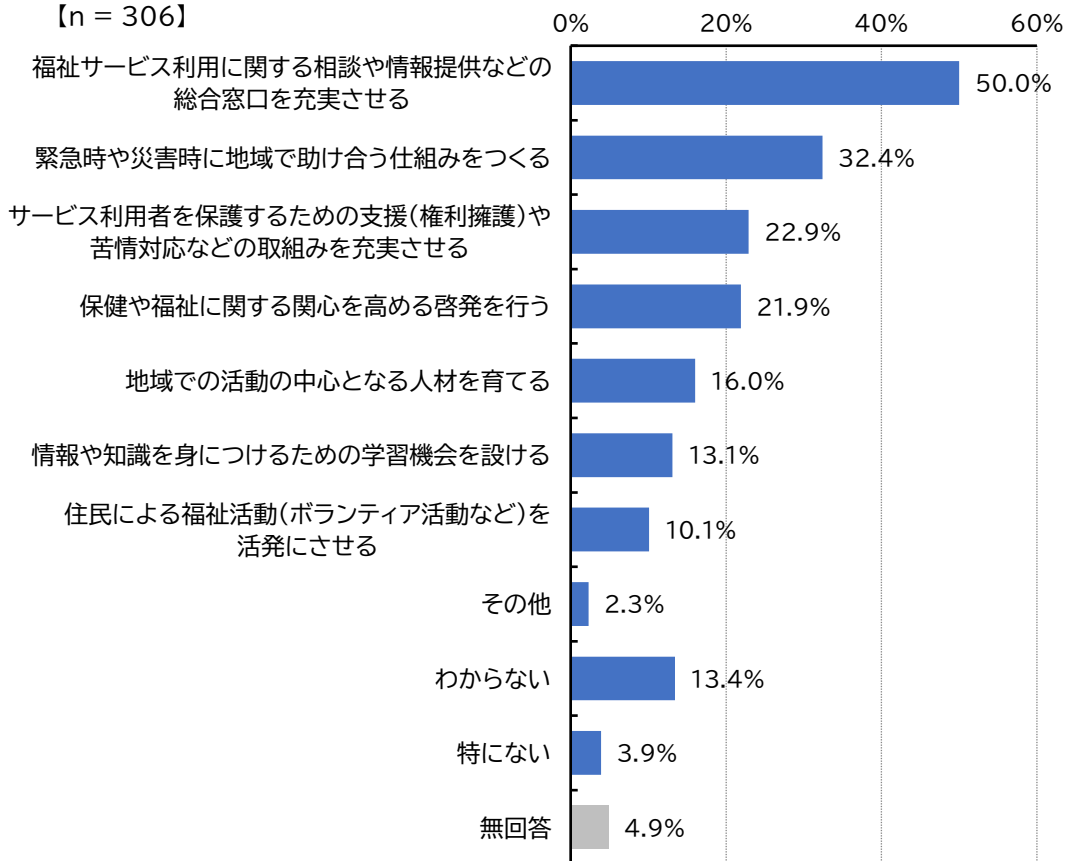
【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■福祉サービスを充実させるために必要なこと

【n = 306】






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

複雑化・複合化した地域課題に対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、身近な地域における相談支援体制の充実を図り、支援が必要な場合には、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●パンフレットやホームページなどに目を通し、福祉サービスなどに関する情報の把握と制度理解に努めます。 ●生活する上で困ったことがあったら、身近な相談窓口へ相談します。 ●支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、村や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきます。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス等福祉に関する情報発信、相談支援を行います。 ●行政や社会福祉協議会と情報交換を行い、情報提供ネットワークの一角として機能します。 ●団体等の様々な主体による多様な生活支援サービスの提供体制を構築します。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスを広く一般的に周知するため、パンフレットやホームページなどのさまざまな媒体を活用して情報を提供します。 ●関係課による連携のほか、さまざまな関係機関・関係者と連携を強化し、対象者の早期把握に努めます。 ●村の相談窓口をはじめ、社会福祉協議会や子育て支援センター、地域包括支援センターなどの相談支援体制の充実を図り、連携をとりながら問題解決に努めます。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
福祉に関する情報を十分に得られている割合	6.5%	15%

(2) 権利擁護の推進

<現状と課題>

本村では、年々高齢化率の上昇がみられ、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯も増え続け、要支援・要介護認定者数は横ばい傾向で推移し、障害者手帳所持者数も、急激な増減はないものの一定の方々が所持しています。今後、認知症高齢者数の増加も予測され、成年後見制度の需要が高まっていくことが想定されます。

アンケート調査によると、成年後見制度を知っているかは、「名前も内容も知っている」と回答した人の割合は34.2%と決して多いとは言えない状況にあります。

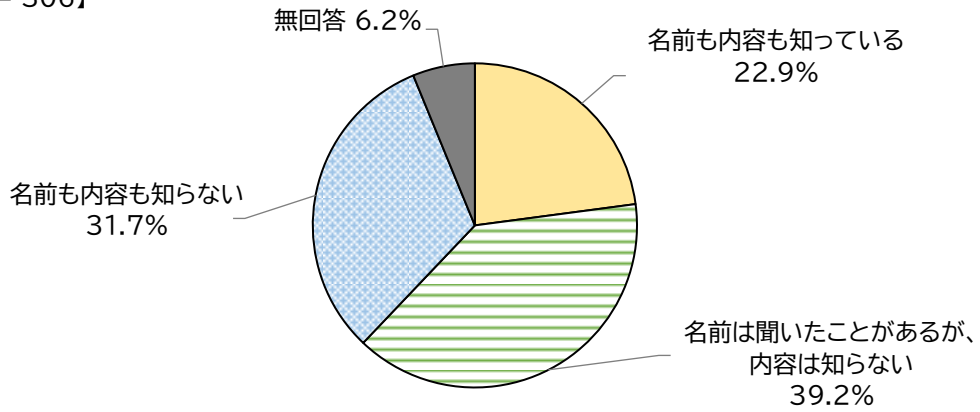
成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分な高齢者や障害者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な高齢者等を支える重要な手段となっていますが、制度の周知や理解は十分とは言えない状況です。

成年後見制度の対象となる本人や親族だけでなく、本人と身近な福祉や医療、地域の関係者を含め、制度利用に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進める必要があります。

この他、日常生活を支援する制度として、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が社会福祉協議会によって実施されていますが、アンケート調査によると、日常生活自立支援事業を知っているかは、「名前も内容も知っている」と回答した人の割合は8.5%と成年後見制度より低く周知や理解は十分とは言えない状況です。今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

■成年後見制度を知っているか

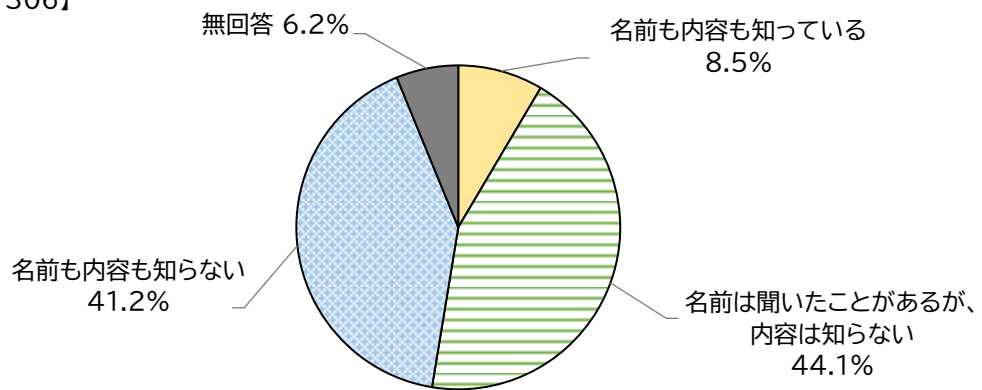
【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■日常生活自立支援事業を知っているか

【n = 306】






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、社会福祉協議会と連携しながら、利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備を進め、成年後見制度の利用を促進することにより、権利擁護の充実を図ります。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護、成年後見制度などについて知識を深めます。 ●福祉サービス提供事業者に関する情報や苦情・相談機関についての情報の共有化を図ります。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」など、必要な方が利用できるような制度の周知に努め、場合によっては、関係機関へつなげます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。 ●事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 ●必要な人が、適切にこの制度を利用できるように、地域連携ネットワークの構築に努めます。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
成年後見制度の名前も内容も知っている割合	22.9%	30%

(3) 生活困窮者自立支援対策の推進

<現状と課題>

近年、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響や社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第150号）が平成27年4月から施行されています。

法において生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ必要な支援を受けられない状態にある人たちを対象としています。

アンケート調査によると、周囲に生活困窮者と思われる人がいるかでは、14.7%が「自身や身近な人に課題を抱えている人がいる」と回答しています。また、地域で生活困窮者を支援する場合、自分ならどのような支援ができるかでは、「本人または家族等に相談窓口に行くよう促す」、「自治会長や民生委員などの地域の代表や支援者に相談する」が比較的多い回答として挙げられています。

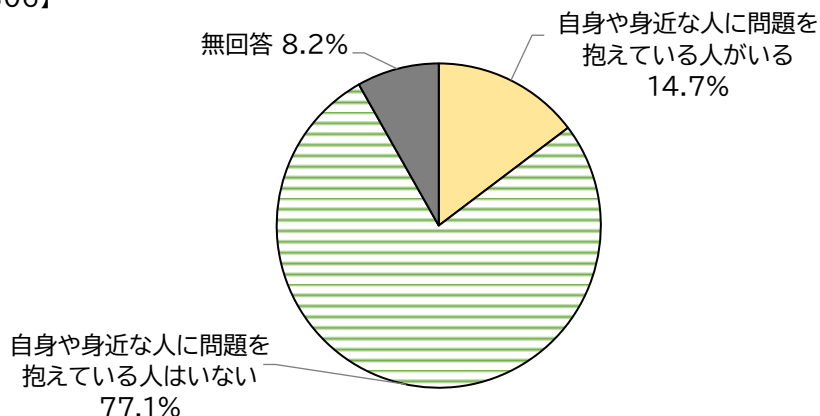
自立支援相談窓口を村民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援を実施していく必要があります。

また、国の発表によると、子どもの貧困率は16%を超え、およそ6人に1人の子どもが貧困状態にあると言われていています。親世代が貧困状態にあるがために子どもの学力や学歴に格差が生まれ、仕事につくことができなかつたり、働いていても収入が少なかつたり、生活に困窮している若者の増加も懸念されています。

貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

■周囲に生活困窮者と思われる人がいるか

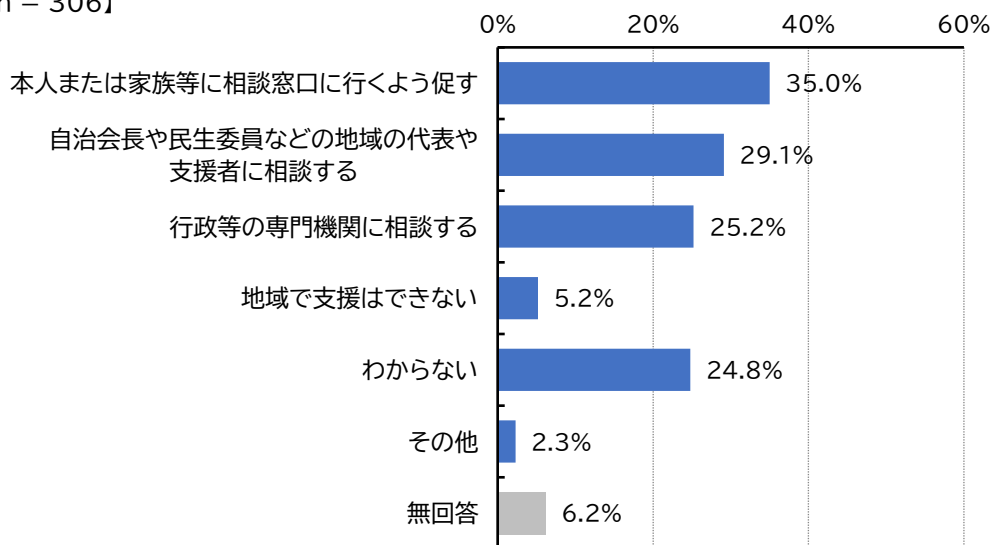
【n = 306】



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■生活困窮者に出来る支援

【n = 306】






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

生活困窮者の早期発見や、見守りのための地域づくり体制を構築し、生活に困っている人が、自立して安定した生活を送れるよう、相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し各種支援に努めます。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活で困ることがあったら、生活困窮にいたる前に、各種相談窓口 に相談します。 ●生活困窮者を発見したら速やかに民生委員・児童委員や行政へつな げます。 ●住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援します。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政や自治会等と連携し、生活困窮者の支援に取り組みます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やパンフレットなどで、生活困窮者自立相談支援の窓口につ いて、広く周知を図ります。 ●自治会や民生委員・児童委員など地域とのネットワークにより、支 援を必要としている人の把握に努めます。 ●生活困窮者を把握し、自立生活への支援につなげるため、関係機関 との連携に努めます。 ●親の世代の貧困が子どもにまで連鎖することがないように、教育、生 活、保護者の支援などに努めます。 ●生活困窮者の支援において、社会資源の把握や活用に努めます。

(4) 福祉サービスの充実

<現状と課題>

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。

村では、介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、村独自の福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めてきました。

アンケート調査によると、日常生活に支援が必要な人が、十分な福祉サービスを受けられていると思うかでは、「十分な福祉サービスを受けていると思う」が 5.9%、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が 39.2%と4割以上が受けていると回答しているものの、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」という回答も 14.7%あります。

子育てに関するニーズは複雑・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の人が増えていくことや、障害者の地域移行を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

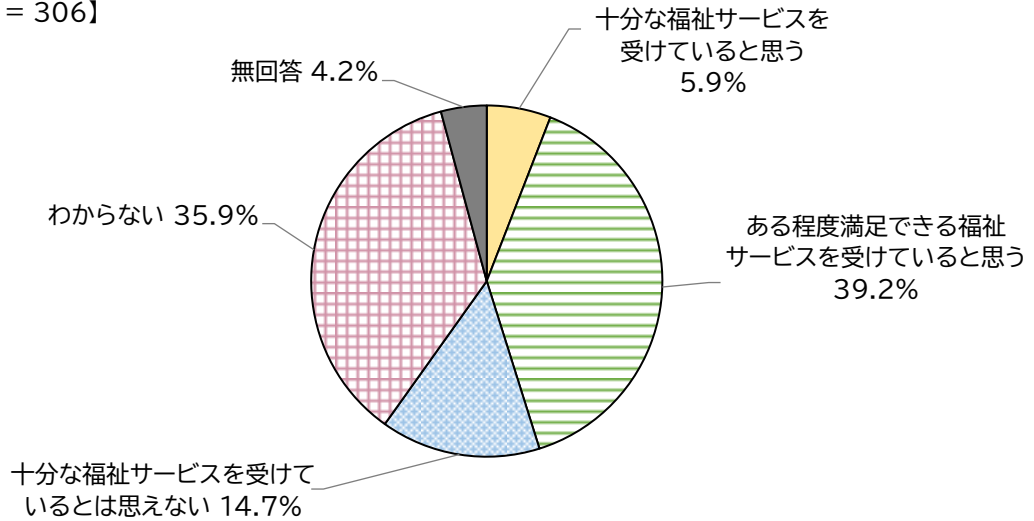
アンケート調査によると、福祉施策の充実のために重要な取り組みは、「除排雪や雪下ろし等の支援体制を充実させる」という回答が最も多く、また、地域の誰もが安心して生活するために取り組むべき課題においても、「除雪や雪下ろしなどの支援」が最も多い回答となっています。

村では高齢者世帯や重度障害者の単身世帯等への雪下ろしサービスを実施しているものの、更なる支援体制の充実が求められています。

こうしたサービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要となります。

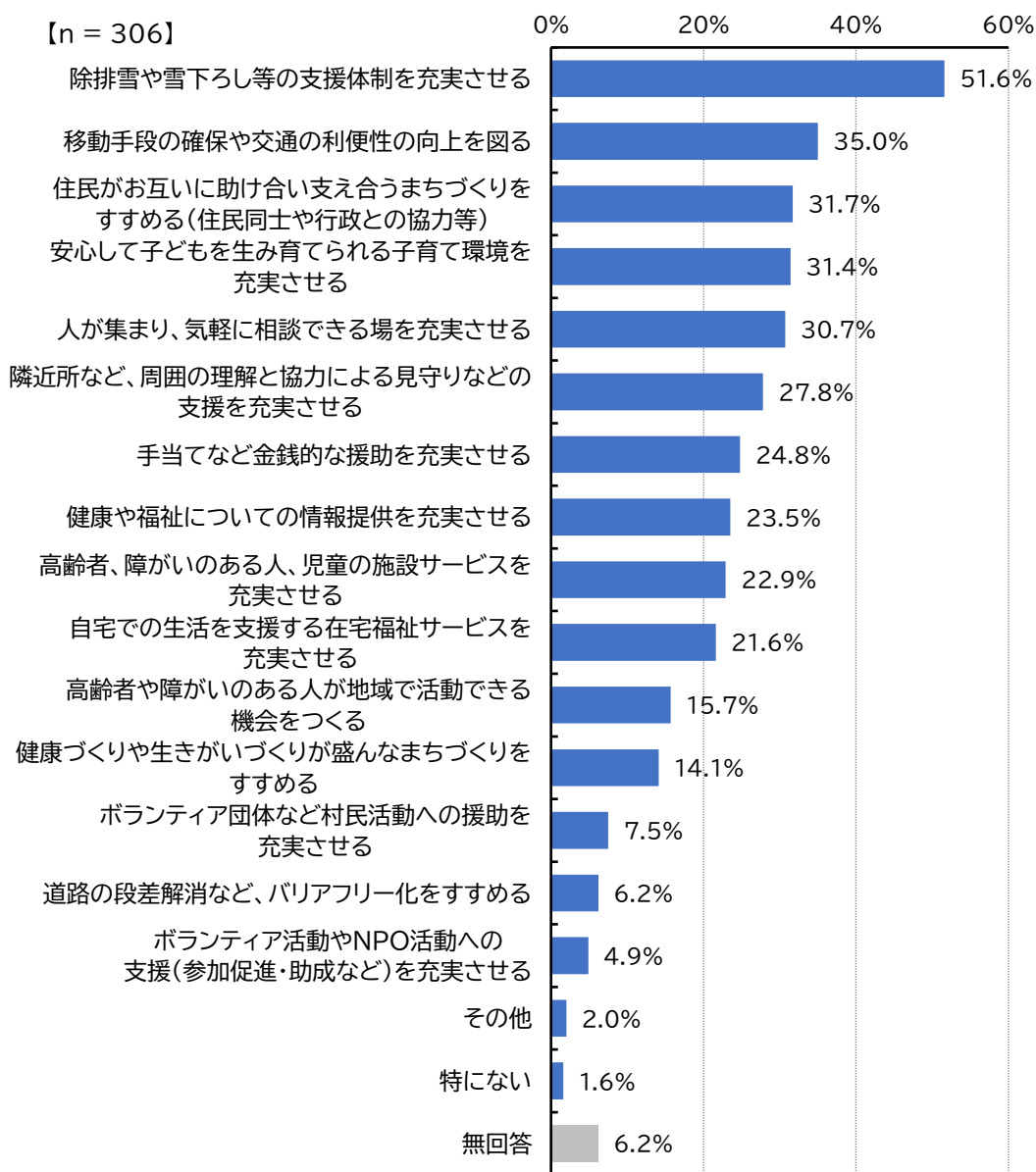
■支援が必要な人が十分なサービスを受けているか

【n = 306】



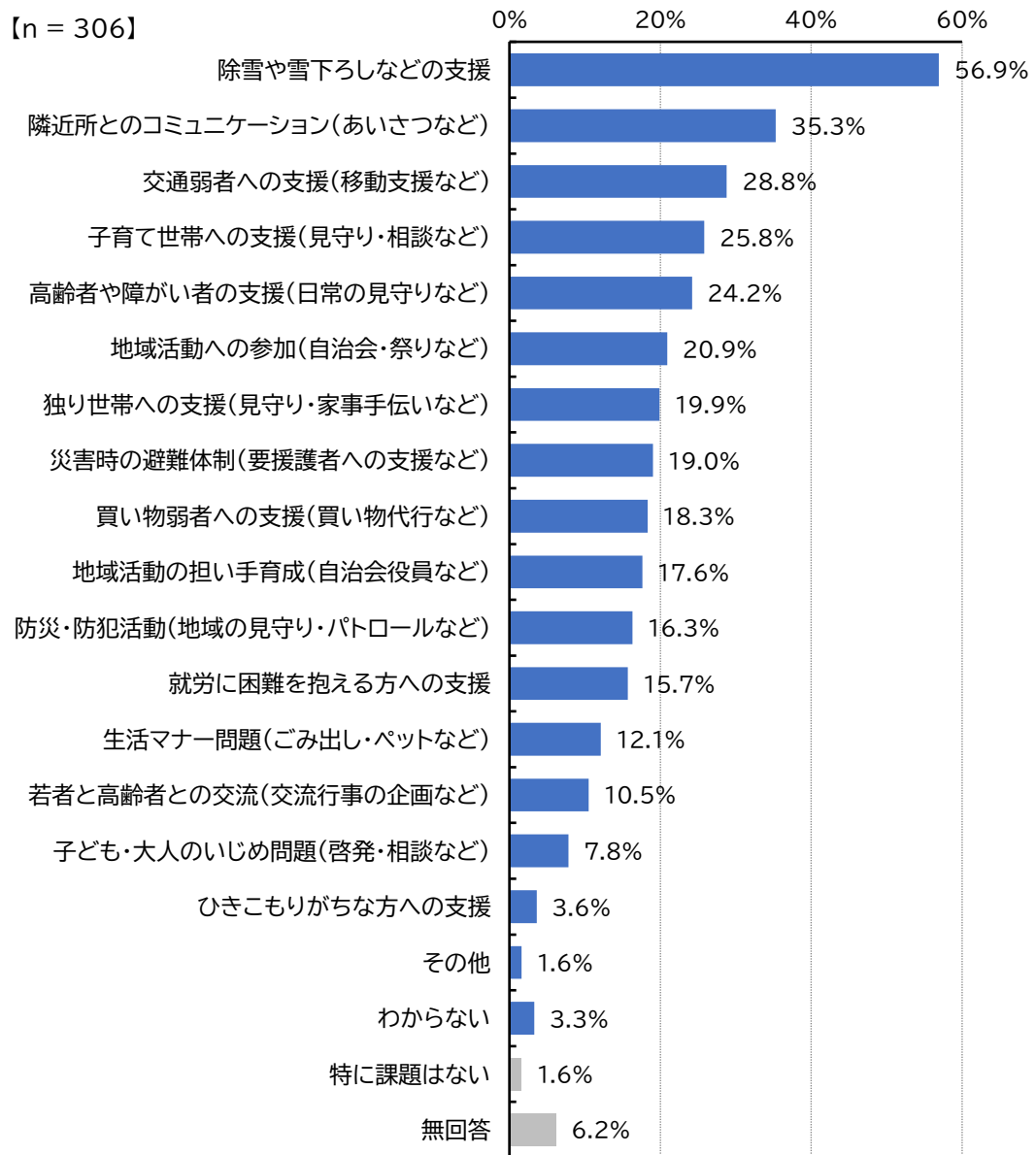
資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■福祉施策を充実させていくための重要な取り組み



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■安心して生活するために取り組むべき課題






資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

安心して福祉サービスを利用できるよう、地域のニーズに対応し、地域に密着した福祉サービスの充実に努めます。

また、事業者や関係機関等と連携し、介護人材等の育成・確保、資質の向上についての取組を推進します。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。 ●身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などにつないで、サービス利用を勧めます。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源と連携を図り、サービス提供体制の充実に努めます。 ●住民、地域、関係団体及び行政が連携・協働し、安全安心な冬期生活の確保に努めます
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が安心して暮らせるよう、各種個別計画に基づいて福祉サービスの推進に努めます。 ●住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。 ●必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。 ●新たな福祉ニーズの把握に努め、その対応策を検討します。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
支援が必要な人が十分な福祉サービスを受けていると思う割合	5.9%	15%

4 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本目標4
安心して暮らせる福祉のまちづくり

1 災害時支援体制の充実

2 防犯対策の充実

3 バリアフリー社会づくりの推進

公助

(1) 災害時支援体制の充実

<現状と課題>

近年、地震や集中豪雨によって河川の氾濫や土砂災害が引き起こされるなどの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災対策の必要性はこれまでにないほど高まっています。

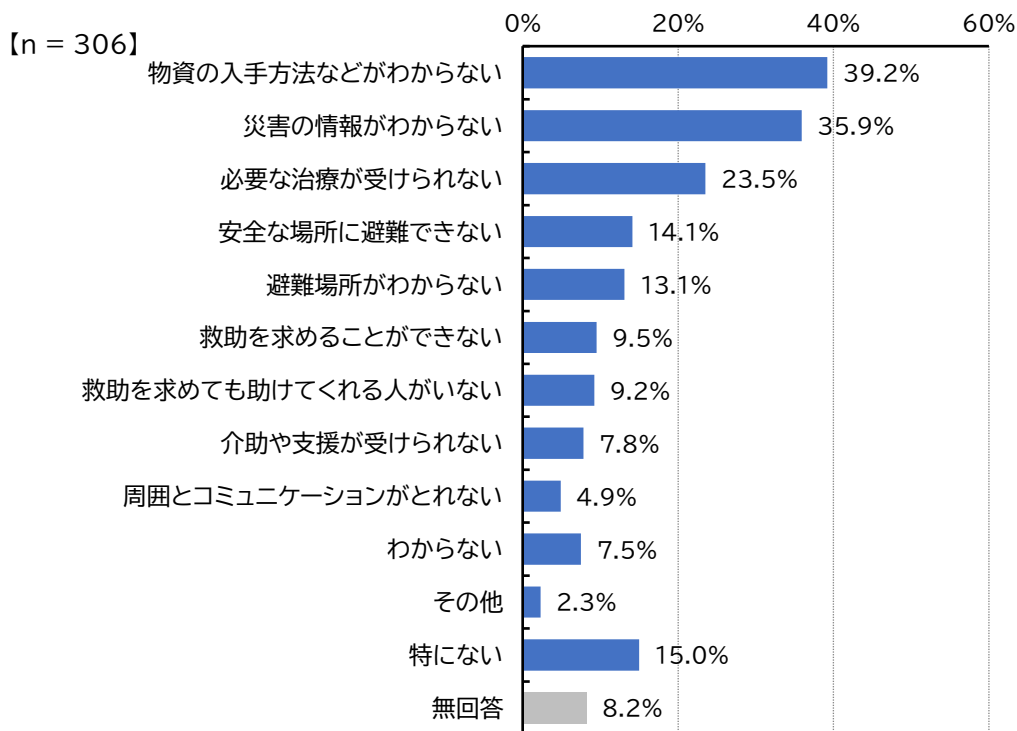
あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、災害時要援護者と言われる高齢者、障害者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点での対策もまた、急務となっています。

アンケート調査によると、災害発生時に困ることは、「物資の入手方法などがわからない」、次いで「災害の情報がわからない」、「必要な治療が受けられない」となっています。また、災害への備えとして何が必要だと思うかでは、「道路の整備、危険箇所や避難場所の情報」、「地域における支援体制の情報」、「日常における地域のコミュニケーション」、「地域で行われる避難訓練」、「要支援者、支援者相互の情報伝達体制の構築」が比較的多い回答として挙げられています。

本村では、「東成瀬村地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、自治会や関係機関などの協力を得ながら、自力では避難できない障害者や高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

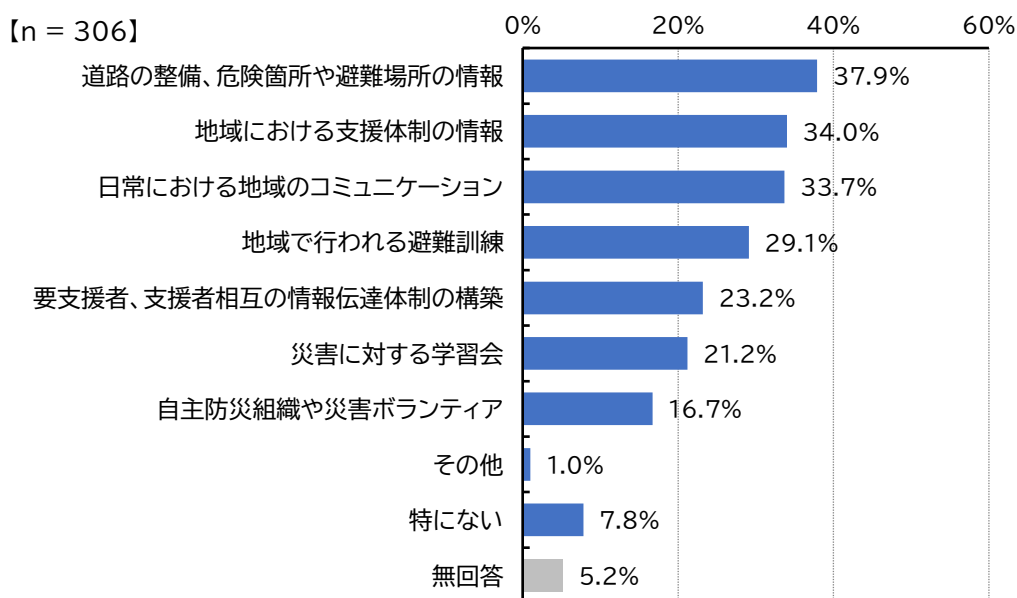
今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができるよう平時から備えをしておくことや避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

■災害発生時に困ること



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

■災害への備えとして必要なこと



資料：東成瀬村地域福祉策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

東成瀬村地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実に図ります。

また、住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、事業者などとの連携のもと、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実に図ります。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を築きます。 ●防災訓練等を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行います。 ●避難行動要支援者の避難支援に積極的に協力します。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の安全確保が十分行われるよう、行政や社会福祉協議会と情報を共有し、連携できるよう努めます。 ●関係機関と連携を図り、災害ボランティアの育成に努めます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページなどにより、地域での防災の意識づくりに努めます。 ●災害時の安全を確保できるよう、避難場所や避難経路の確認、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。 ●警察署や消防署、自主防災組織との連携体制を構築し、防災情報の共有を図るとともに、防災に関する自主活動の活性化を推進します。 ●広報紙への掲載や説明会の開催などにより、避難行動要支援者の避難支援に関する内容の周知を図るとともに、防災訓練などで実践的、効果的な防災対策を講じます。

<評価指標>

評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
避難場所を知っている割合	81.0%	90%

(2) 防犯対策の充実

<現状と課題>

地域住民が安心して住めるまちになるためには、隣近所の日常的な声かけや支え合いなど、地域住民によるネットワークによって、日頃から犯罪に備えたまちづくりが求められます。

しかし、昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所に関心を持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域のあり方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

アンケート調査によると、安心して生活するために取り組むべき課題は「子育て世帯への支援（見守り・相談など）」、「高齢者や障害者の支援（日常の見守りなど）」、「独り世帯への支援（見守り・家事手伝いなど）」、「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」が比較的多い回答として挙げられており、見守り、防災・防犯活動への要望が多いことが分かります。（P55 参照）

また、近年、高齢者や障害者が特殊詐欺被害に遭うことが増加し、社会的な問題となっています。高齢者や障害者だけでなく、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることも少なくなく、不安を感じる場合があります。




凶悪化、多様化する犯罪に対応するためには、警察等による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

<今後の方向性>

地域住民の安全確保のため、犯罪の防止等について、関係機関・団体等と連携し、防犯活動の啓発に努めます。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関との連携により支援に必要な体制整備を進めます。

<今後の取組>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつを通して、地域の顔見知りを増やします。 ● 普段から家族で防犯の話をするなど、防犯意識を高めます。 ● 防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 ● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察や各家庭、保育所、学校、自治会、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加します。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯の意識づくりを呼びかけます。 ● 防犯施設の充実、地域の安全環境づくりを支援するため、防犯灯の設置について推進します。 ● 警察署や消防署、地域防犯組織との連携体制を構築し、防犯情報の共有を図るとともに、防犯に関する自主活動の活性化を推進します。 ● 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 ● 事件の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 ● 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。 ● 警察署・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。 ● ハローワークや就労支援センター等の活用など、さまざまな社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。 ● 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。

(3) バリアフリー社会づくりの推進

<現状と課題>

高齢者や障害者等が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識など、あらゆる分野での、より一層のバリアフリー社会づくりを進め、ユニバーサルデザインにも配慮した環境を整えていく必要があります。

このようなバリアフリー社会の推進は、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠なことから、障害者や高齢者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるという住民の認識を深めていく必要があります。

また、高齢者や障害者等の交通弱者にとって、買い物や病院までの移動手段の確保が重要な課題となっています。

アンケート調査によると、福祉施策の充実のために重要な取り組みは、「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」という回答が2番目に多く、また、地域の誰もが安心して生活するために取り組むべき課題においても、「交通弱者への支援（移動支援など）」が上位で挙げられています。（P54・P55 参照）

今後、高齢化に伴い車の運転ができなくなるなど、移動に不安を感じる人が増加することも考えられ、地域における自立と社会参加を推進するためにも、建物や道路のバリアフリー化や交通機関の充実等、誰もが気軽に外出するための基盤整備を推進する必要があります。

*「ユニバーサルデザイン」




「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語、年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方

安心して暮らせる福祉のまちづくり バリアフリー社会づくりの推進

<今後の方向性>

ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方について、意識啓発を図り、公共施設や道路、交通環境等について、誰もが外出や地域活動への参加が気軽にできるよう、バリアフリー社会づくりを推進します。

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
 <p>村民 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインについて理解を深めます。 ●買い物が困難な人への買い物の代行や、誘い合って買い物へでかけるなど、地域で支え合いの関係を築きます。
 <p>地域 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●研修や講座などでユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。 ●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と連携し取組みを進めます。
 <p>行政 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「ユニバーサルデザイン」について、ホームページやパンフレットなどによる啓発に努めます。 ●公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づいた整備に努めます。 ●各関係機関と連携し、村民の移動手段の確保に努めます。

第5章

東成瀬村成年後見制度 利用促進基本計画

第5章 東成瀬村成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。この法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月24日に閣議決定されています。

この法では、第14条第1項において、市町村は国基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本村においても、国の基本計画及び法に基づき、東成瀬村成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を法律的に保護し支援する制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

成年後見制度は大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所が選任した支援者(成年後見人等)が選ばれる制度です。

「後見(判断能力が欠けている方)」、「保佐(判断能力が著しく不十分な方)」、「補助(判断能力が不十分な方)」という3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が類型を決定します。

○任意後見制度

本人の判断能力が低下した時に備えて、本人に十分な判断力があるうちに、あらかじめ支援者を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについて何を支援してもらうかを契約(任意後見契約)により決めておく制度です。

(3) 計画の位置づけ及び計画の期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされていることに基づき、高齢者だけでなく、障害者にも関係する横断的な計画であるため、「東成瀬村地域福祉計画」と一体的に策定します。

また、計画期間は、「東成瀬村地域福祉計画」に準じ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(4) 計画の基本目標

【基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善】

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視します。

【基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築】

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークを構築し、本人及び後見人等を支援する体制を整備します。

【基本目標3 制度の周知・啓発及び不正防止の徹底】

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築します。

2 今後の取組

(1) 基本目標 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

取組	取組内容
後見人選任における配慮	●本人の状況等に応じて適切な成年後見人等候補者が選定されるよう、地域連携ネットワーク等から家庭裁判所へ適切な情報が伝わるよう連携体制の整備に努めます。
成年後見制度と他のサービスとの一体的提供	●適切な後見類型等の選択等、速やかに必要な制度利用に繋げる支援を行うとともに他の公的サービス等と連動した一体的なサービス提供を図ります。 ●関係機関と連携し、認知症等により、判断能力が低下した場合のスムーズな成年後見制度利用への移行を図ります。

(2) 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

取組	取組内容
地域連携ネットワークの構築	●権利擁護支援、成年後見制度の利用促進強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークの構築を進めます。
利用者の把握と早期発見・早期対応	●医療、介護、福祉関係機関や民間事業者、民生委員を始めとする地域の様々な団体等と地域連携ネットワークを構築し、利用者を早期に把握し制度利用に繋げるよう支援します。

(3) 基本目標 3 制度の周知・啓発及び不正防止の徹底

取組	取組内容
成年後見制度に関する情報発信・意識啓発	●広報、ホームページへの掲載やパンフレットの配布に加え、講演会等を開催し、制度について正しく周知をします。 ●高齢者や障害者に携わる関係機関を対象とした研修会等を開催し、成年後見制度に関する理解を深めます。
不正防止の徹底	●地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備し、不正の未然防止を図ります。 ●広く村民へ制度の理解を促し、普及啓発を行うことで不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

3 計画の推進及び進行管理

(1) 計画の推進

本計画に基づく各施策及び事業については、成年後見制度に関する福祉・医療・介護関係者や法律分野の専門職等で構成する協議会を設置し、関係団体と連携・協力のもと推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

第6章
東成瀬村
再犯防止推進計画

第6章 東成瀬村再犯防止推進計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、再犯を防止することが犯罪対策において重要なことから、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律」を平成28年12月14日に公布、施行しました。この法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されています。

この法では、第8条第1項において、市町村は国推進計画を勘案し、当該市町村の区域における再犯防止等に関する施策についての地方再犯防止計画を定めるよう努めるものとされています。

本村においても、国の推進計画及び法に基づき、東成瀬村再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

(2) 計画の位置づけ及び計画の期間

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項において、各市町村が再犯の防止等に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされていることに基づき、政策的に関連の深い、「東成瀬村地域福祉計画」と一体的に策定します。

また、計画期間は、「東成瀬村地域福祉計画」に準じ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（3）計画の基本目標

【基本目標1 就労・住居の確保】

不安定な就労が再犯リスクとなっていることから、再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させる取組を推進します。

また、適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、刑務所からの出所者等の住居確保のための対策を推進します。

【基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの利用促進】

再犯防止の観点から、保健・医療・福祉サービスを必要とする犯罪をした人等に対し、保健・医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進します。

【基本目標3 学校等と連携した修学支援の実施】

非行等による学校教育の中断を防ぐため、学校や地域と連携し、非行の未然防止に向けた取組を推進します。

また、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援に努めます。

【基本目標4 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進】

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、地域住民の理解と協力を得られるよう、再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性について理解の促進を図ります。

【基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化】

再犯防止に関する施策は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっていることから、国の刑事司法関係機関、県、村、民間団体等が協働して再犯防止施策の推進に取り組むことができるよう、連携強化に努めます。

2 今後の取組

(1) 基本目標 1 就労・住居の確保

取組	取組内容
就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした人等の特性に応じた就職、就労定着を図ります。 ●就労支援に関する制度及び支援窓口が、犯罪をした人等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。
住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●村営住宅の募集状況を、広報やホームページなどを活用し情報提供を行います。 ●犯罪をした人等の村営住宅への優先的な入居について、その方の状況に応じた配慮をします。

(2) 基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの利用促進

取組	取組内容
保健・医療・福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪をした人等であって自立した生活が困難な人等に対して、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

(3) 基本目標 3 学校と連携した修学支援の実施

取組	取組内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。
地域の関係機関と連携した非行少年等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関・民間団体と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

(4) 基本目標4 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

取組	取組内容
広報等を通じた理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報や村ホームページなどを活用し、保護司や更生保護女性の会等の活動を紹介し、村民の理解促進を図ります。 ● 犯罪をした人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。

(5) 基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化

取組	取組内容
保護司活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪や非行をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援します。
各関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋田県が開催する再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。

第7章

計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 村民の役割【自助】

村民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支え合い、助け合いの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

(2) 地域の役割【共助】

●地域の役割●

自治会は、村民にとって最も身近な存在として、地域での支え合い・助け合いの意識の高揚を図るとともに、村民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

福祉に関する活動を行う団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が求められています。

●民生委員・児童委員の役割●

民生委員・児童委員は、支援を必要とする人と関係機関等をつなぐ役割を担っており、福祉サービスの狭間にある人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

●社会福祉協議会の役割●

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(3) 行政の役割【公助】

地域福祉の推進にあたっては、行政は村民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、様々な関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、村民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への村民参加の拡充に努めるとともに、包括的な支援体制づくりを進めます。

2 計画の推進及び進行管理

(1) 広報紙等の活用

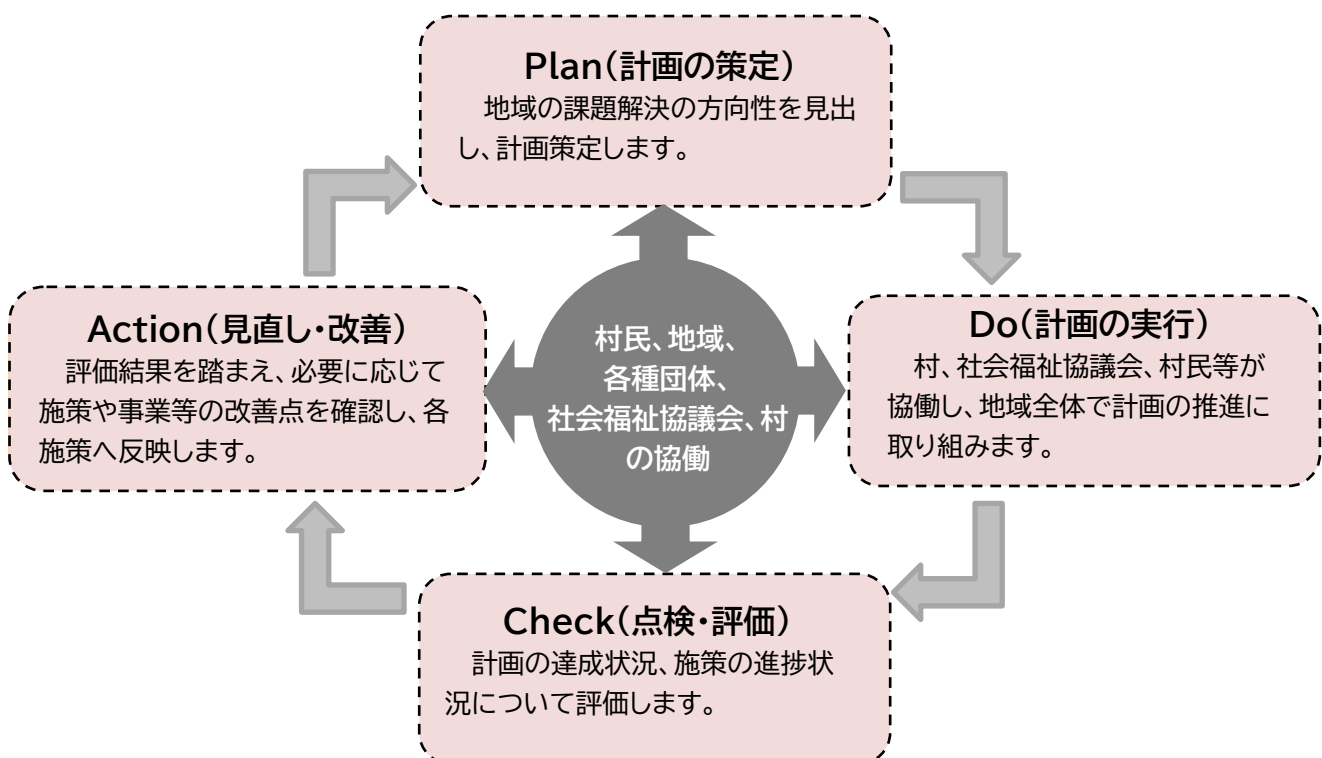
村民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、村の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 計画の推進及び進行管理

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、民生課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である東成瀬村社会福祉協議会との連携をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、保育園、学校、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て (Plan)、実行 (Do)、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で (Check)、その後の取組を改善する (Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



資料

資料

1 東成瀬村地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和4年12月1日
告示 第72号

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に基づき東成瀬村地域福祉計画を策定するため、東成瀬村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、地域関係団体代表者、保健・福祉・医療等の関係者、学識経験者及び行政関係者等のうちから、村長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会の目的達成により終了する。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は民生課に置く。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

2 東成瀬村地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員の区分	所 属	役 職	氏 名
地域関係者	田子内地域づくり推進委員会	会長	高 橋 義 行
	岩井川コミュニティ推進委員会	委員長	佐々木 孝
	椿川三部落委員会	委員長	鈴 木 充
	大柳地区地域づくり推進委員会	会長	鈴 木 清 一
民生委員・児童委員	東成瀬村民生委員協議会	会長	高 橋 登志明
高齢者福祉	東成瀬村介護保険運営協議会	会長	佐々木 悦 男
	東成瀬村老人クラブ連合会	会長	谷 藤 怜 子
児童福祉	東成瀬村子ども・子育て会議	会長	佐 藤 朋 夫
障害者福祉	東成瀬村身体障害者更正協会	委員	富 田 みね子
健康・医療	東成瀬村結核予防婦人会	会長	藤 原 キク子
社会福祉協議会	東成瀬村社会福祉協議会	会長	佐々木 誠 一
ボランティア団体	ゆいっこの会	会長	鈴 木 春 一

東成瀬村地域福祉計画

発行日 : 令和5年3月

発行・編集 : 東成瀬村 民生課

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1

電話:0182-47-3403 FAX : 0182-47-3360